

第五十五回国会 衆議院 内閣委員會議 録 第二十八号

(五〇三)

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午後零時四十二分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 赤城 宗徳君

理事 内海 英男君

理事 桂木 鉄夫君

理事 塩谷 一夫君

理事 藤波 孝生君

理事 山下 元利君

理事 武部 文君

理事 浜田 光人君

理事 米内山藏一郎君

理事 伊藤惣助丸君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

国防會議事務局 北村 隆君

防衛政務次官 浦野 幸男君

防衛庁長官官房 海原 治君

防衛庁防衛局長 島田 豊君

防衛庁人事局長 穴戸 基男君

防衛庁参事官 鈴木 昇君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁施設部長 鐘江 士郎君

防衛施設庁施設部長 田中 榮一君

外務政務次官 田中 榮一君

委員外の出席者

防衛施設庁施設調査官 藤井 謙二君

外務省北米局外務参事官 中島 信之君

運輸省航空局技師 松本 登君

郵政省電波監理局長 左藤 恵君

局放送部長 茨木 純一君

専門員 茂木 純一君

七月五日

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(内閣提出第一四八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)

閣提出第四一七号)

○關谷委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、關谷委員長から發言を求められておりますので、これを許します。關谷君。

○關谷委員長 私の質問は明日になっておりますが、質問を順調にするために、あらかじめ資料要求だけだいたいしておきたいと思ひます。

昨年四月十六日付、防衛庁人事局第二課長の名で、各都道府県募集事務主管課長あてに出されております「募集委託事務に関する連絡について」、並びにそれに添付して出されております「組織募集推進要領(試案)」に、五月二十六日に出されております防衛庁事務次官名、知事あての「組織募集の推進について(依頼)」は、同日、防衛庁人事局長名、各都道府県募集事務主管課長あての「昭和四十一年度募集事務地方公共団体委託費について(通知)」と同じくそれに添付されて出されております「組織募集推進要領」それから五月三十日付陸軍の募集課から出されております「四十年年度募集結果の概要と四十一年度募集について」、それから六月十四日付、「自衛官募集事務事業計画並びに街頭募集の原則的廃止」という募集体制の画期的転換。それから、同じく同年十一月四日、防衛庁人事局長、各都道府県の主管課長あての「適格者名簿の作成等について」、それと「市町村自衛官募集事務処理要領」、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

○市町村自衛官募集事務要領、これは方面總監部が出しておるもの、準則案。以上、わかりましたか。

受田新吉君。

○受田委員 このたびの法改正で防衛庁が計画しておる第三次長期防衛計画の一部が盛り込まれておるわけでございますが、私はこの機会に、この長期防衛計画を三回にわたって実施せられる防衛庁といたしまして、はつきり御所見を承っておきたい点がござります。

それはこの長期計画の策定をされました国防會議における決定、この国防會議というものを、防衛の基本を決定される機関を、先般来長官は強大な権力を有する機関として再編成したいという御答弁がございました。事実防衛庁設置法の中に、国防會議というものがそっとしまわれている。いわば防衛庁の付属機関のような印象を受ける規定がされております。それに伴うて構成に関する法律が出ておる、このことは、国防會議というものをきわめて軽視しているということになるのであつて、国防會議が防衛庁長官の何らかの形における付属機関のような印象を国民に与える危険を包蔵しております。国防會議は、防衛庁長官は単なる構成員の一人であつて、その実権は總理大臣が持つておるものであつて、国防會議の構成そのものに対して、防衛庁長官が強大な発言力を持つて、おれの担当する機関のような考えをお持ちになつてはこれまたたいへんなことであるから、このことは四時からの總理大臣に対する大事な質問としてそつとしておきますけれども、ただ防衛庁長官にお伺ひしたいことは、この国防會議が、従来国防會議の懇談会と、それから正式の會議の二様に分けておられる。何らかの決定をされる時だけが国防會議であつて、その事前の相談をする会を、懇談会と銘打っておられます。このことは、明らかに国防會議そのものが懇談会であつて、懇談会と決定をする国防會議と分離すべきものでない。国防會議として招集せられ、国防會議

として討議せられて、そうして決定されるというのが筋ではないかと思うのでございますが、このことについて、懇談会を国防会議からはずして理由を御説明願いたいのです。

○増田国務大臣 ここに国防会議の事務局長もおりますから、あとで補足することを前提として受田議員の御質問にお答えいたします。防衛庁長官としてどういう考えを持っておるかということでございますが、私は、国防会議というものは重要なものだと思っております。そこで、防衛庁設置法の六十二条に次のように書いてあることについては、あまりおもしろくないということをごまごま他の委員の御質問に対しましてもお答えをいたしましたとおりでございます。しかし、その強大なものにするかどうかということは、私は、スタッフというふうなものを、つまり事務局員なんかをもっと充実してほしいと思っております。いま、たった二十名でございますから、これはなかなかほかがいけない。各省関係の幹事というものとございまして、それからメンバーは、御指摘のとおり私がメンバーであり、総理大臣がメンバーであり、外務大臣がメンバーであり、経済企画庁長官が同じく議員であり、大蔵大臣も議員であります。すなわち五人が議員であるということは、私は承知しておりますのでございます。それから、これは自民党のことにわたって余談かもしれませんが、国家安全保障会議といったような、アメリカにあるようなものにいたしたいという議論もございまして、しかしながら、幾ら強大なものにいたしましても、要するに行政法上は、憲法の規定に基づいて、国会に責任を負う行政というものは内閣である。内閣総理大臣以下国務大臣が連帯をしてあなた方に責任を負う、こういうしかけでございますから、行政法上は、諮問委員会であって、決定機関ではない。決定というものは、答申を決定するだけでございます。内閣総理大臣を議長とする国防会議が、決定、決議をいたします。その決議は、内閣総理大臣、国務大臣を率いる政府の長である内閣総理大臣に国防会議の議長である内

閣総理大臣が答申をする。すなわち決定機関ではないでございます。合議制の官庁ではないのでございませう。合議制の機関でございます。それは諮問機関である。このけじめを忘れるという、何か強大なものがあって、それが一たび動けば国防のことが左右されるのだといったような印象をあまり与えることは、どうかと思ひます。ただ、法制の整理上、防衛庁設置法から、ある時期をいただきましてならば、国防会議設置法といったようなものをつくっていただくことはけっこうだと私は思っておりますのでございまして、必ずそうするという約束をいたしておるわけではございません。また、お説のごとき、国防会議の議員に関する法律というものがございまして、その議員に関する法律は、あなたの御指摘のとおり、また私が御答弁申し上げたとおりの議員をもって構成し、内閣総理大臣が議長となるということが書いてございませうが、繰り返すようでございませうけれども、私は事務局というものを相当拡充してもらいたいと思ひます。そうしてもう少し各省関係で、防衛庁設置法に関する関係におきましても、自衛隊法に關する関係におきましても、政令なんかで整備しなくては困るという政令がたくさんございませう。そういうようなときには、内閣総理大臣が議長である国防会議の事務局等において働いてもらうと非常に都合がよろしいということで、私もは期待をかけておる次第でございます。

○北村政府委員 お答えいたします。国防会議と国防会議の懇談会の性格について御質問がございました。国防会議は、各議員の方々が平時いかなる諮問がありましても、十分あらゆる事情に通じていたなければならぬ、こういう事情もございまして、諮問があつて国防会議を開くという以外に、同じ性質のものでございませうが、その諮問をさらに深めて自由に討議する場合とか、将来の諮問をも想定して、いかなる事態に対してもいかなる対策も打てるような勉強のため、自由な討議というところに重点を置いて国防会議懇談会という形式でやっておる場合もございませうが、これは純法律

的に見まして、私自身は両方とも国防会議であらうと思ひます。将来これを国防会議として招集したほうがいいというような議論も内部に相当ございまして、いま検討中でございます。先生の御意見十分承りまして、将来に対処したいと思ひます。

○受田委員 お説のとおり、諮問機関としての答えを出す大事な決定をする。その決定をする日だけが国防会議であるとは、私は思ひません。決定に至るまでの過程の会議もあわせて、懇談会であつて、正規の国防会議、こう私は銘を打つべきものである。そこにおいてこそ国防会議の權威がある。いま長官が国防会議の事務局を強化する構想を示されました。私もこの点については同感です。何となれば、国防の觀念というものが各省間においてばらばらであつてはならない。また、各省の中にそれぞれ国防に關する權威を持った人々が存在して、そこにおいてその省の国防に關する部門をどう生かすかという努力をしてもらわなければならぬ。もう一つは、専任の参事官が三人しかいないようであるが、各省から出ているのは、これはみな兼務である。こういうかつこうでは、各省にまたがる国防の構想というものをシベリアコンントロールの立場から強大なものにさせるという意味からは、非常にもの足りない感じがするのです。そこで、現に事務局が専任三人でやっておられる。事務遂行上の各省間の連絡調整というところに、シベリアコンントロールの眞価を發揮する意味における欠陥というものを事務局長はお感じになっていないか、局長から御答弁を願ひたい。

○北村政府委員 各省と申しましても、国防に關してはおそらく全省にわたるような大きな、広い問題でございまして、これに濃厚なもの希薄なもの、關係の深いものと薄いものとありますが、現在におきましては、關係のごく深い方々、議員並びに常時出席者に議長から御指名があつておるわけですが、その關係の深い省から一六省にわたりますが、兼任参事官があり、また次官が幹事をつとめております。この間におきましては、参事

官會議、これは原則としては一週間、問題がなければ、その一週間どおりはやつておりません。また、幹事は、その議員たる大臣を補佐し、また議長を補佐する任務を持っております。その六省間においては關係がでるのでございませうが、その他の省にわたりましては、そこに手がかりがないという問題がございませう。これは一つの現段階における欠陥であらうと思ひます。

○受田委員 国防の觀念を國民にも十分植えつけるために、国防會議の構成についての事務局のその意味における強化ということ、制服の横暴を抑える意味における雄大な構想というものは、その意味においては私は認められることだと思ひます。ただ、ここで防衛庁の歴代の長官、福田元長官、松野元長官が、国防に關する白書というものを、國民に理解せしめるために防衛庁みずからが編集して、國民に国防のあり方、自衛の必要性というものを大いに周知徹底せしめたために、防衛庁みずからが提出したいとせば当委員会でも、また予算委員会でも答弁をしておられる。にもかかわらず、一向この国防白書を出して国防に關する觀念を國民に植えつけようと思はれない理由は、どこにあるのか、お答え願ひたいのです。

○増田国務大臣 国防白書というのは、実は私の知つてゐる限りにおきましては、總理から御指示があつたのが、正直に申しまして、ことし初めてであつたと思ひます。でございませうから、われわれはいま研究中でございまして、ぜひ諸外国の国防の状況、日本の国防の状況等を平易に、わかりやすく訴へまして、そうして國民のコンセンサスを得たい、こう考えておるということを言ひ出したのは、たしか四月ごろからでございませう。いままでできなかったというのは、どうも年来の懸案のように受田さんはおっしゃいます、年來の懸案のように、私が聞いたのは、眞實にしてこの四月が初めてでございまして、どんな態様でやつていかいかということも、まだ出ずとも出さぬとも言つていないのでございまして、どんな態様でやっ

ていいかということも目下部局をして研究せしめておる段階でございます。今日までまだ出ていないのはどういふわけかということをおっしゃいますけれども、どういふふうに出したらいいか、出さないほうがいいのか、出すとすればどんなものか、いいかということも、あわせて研究中でございます。もうすでに国防白書を出すことが既定方針であって、年来の懸案であれば、そうして出さないうちに出すのがいいか、悪いものか、私はまだ頭の中に、総理大臣の御示唆があった——御示唆というものは、まだ私は指令というようには考えておりません。御示唆があったということをしればこの委員会においても、他の委員会あるいは本会議等においても申し上げておきますが、出した方がいいか、出さぬ方がいいか——しかし、御示唆があったのですから、出す方向で、しかも民衆にPRをして、民衆の御支持、御理解、御協力を得たいという方向において効果のあるものを出したい。でございますから、受田さん、どうかかすに時目をもっていただきたい。今日まで出さぬのはどういふわけかといふことも、まだ二カ月ばかりですから、そう怠慢とは私ども考えていないのでございます。

○受田委員 これは海原さん、あなたは前に福田長官及び松野長官が予算委員会でも永末君の質問に対して答弁した模様を、御存じじやないかと思うのです。御存じになっていませんか。

○海原政府委員 お話しの趣旨のような御意見の開陳と、それに対する長官としての、そのような方向で研究してみたいという意味の御答弁があったことは、記憶しております。

○受田委員 増田長官、あなたが初めて四月に総理から指示を受けた。あなたの前々長官、前々々長官、それぞれこの国会の場を通じて、その方向に沿いたいと言っておる。その方向に沿いたいというものが、あなたは初めて聞いたというように

ことでは、防衛庁の歴代長官が九カ月平均で交代する弊害が、ここでもはつきり出てきた。前の長官が約束し、あるいは言明したことが、後の長官には通じない。ここに防衛庁の機構上の大きな問題があると思うのです。こうしたことは、忠実に前の長官の申し送りというふうなものがされなければならぬと思うのです。増田長官、いまあなたは初めて長官としての言明があったわけですが、あなたは御存じなかったことですが、あなたの前々及び前々々長官は、それぞれそういう方向で御期待にこたえる線でご答弁になっておるのです。

○海原政府委員 ただいまの国防白書の問題は、これは事務的には私の所管でございます。増田長官に對しまして御報告してないのは私の怠慢でございますが、これはいままで、単にお二人の長官のときばかりでございます。赤城長官のときにも、あるいはその前にも、やはり国防白書的なものを出すべきではないかという御意見がございました。そのたびに私もいろいろの案を考えて、ある程度のところまで案を用意いたしましたが、いまだに一番最後の検討の際には、いましばらくさらし勉強しようというところまでできておりません。したがって、決して長官の間の引き継ぎがどういふことではございません。これは私も事務当局の立場でなかなかむずかしいというかつてな判断をしまして、過去のことを申し上げてない、これが実情でございますので、ひとつそのように御了解願います。

○受田委員 ここに安全保障調査会というものが出している、これは資料はどこから出ておるのでございませうか。

○海原政府委員 その安全保障調査会は民間の研究団体でございます。その研究団体が各方面に連絡をして入手しておる、こういうことに聞いておられます。

○受田委員 この中に、防衛庁でなければ出せない資料だということがはつきりしておるはずで

す。それは防衛庁から出されたのかどうか。

○海原政府委員 一応私どものほうで外部に出して差しつかえない資料というのは、適時クラブ等にも差し上げてございまして、そういうものをお渡ししておる事実でございます。

○受田委員 これ、または「フォト」、そういうところで、防衛庁のPRはいわゆる防衛白書に類する形でなされておる。そうした機関というものは、一体防衛庁の内部とどういふ関係があるのか。全然防衛庁に關係のない機関で、民間の純粋な法人もしくは組織としてやっておるのかどうか。

○海原政府委員 ただいまの安全保障調査会は、その設立の際の趣意書によりますと、当時の外務大臣、防衛庁長官等のお名前が入っております。設立されたものであります。その資料につきましては、防衛庁に勤務する個人がいろいろ個人の研究資料を提供したというところはございますが、防衛庁として公に關与しているものではないでございます。

○受田委員 朝雲新聞というものが出ておる。そこにおられるかつての責任者が、それぞれ怪文書の対象となつて告訴せられておる。これを御存じであるかどうか。

○海原政府委員 かつて朝雲新聞社に勤務したところのある者が告訴されておることは承知しておりますが、いまのおことばの幹部ということではなから承知しております。

○受田委員 防衛庁の建物の中に、そういう機関が存在しているのではないですか。

○海原政府委員 一室を使用しております。

○受田委員 防衛庁の内部で一室を使用しております。そこにおられるかつての責任者が、防衛庁の内部の職員に誹謗する怪文書その他の怪文書が出て告訴せられるというふうな状況は、私はほんとうにいまわしい、残念なことだと思つておる。これはきつち防衛庁の機構を厳正にする必要があると思つてございしますが、長官どうお考えですか。

半のことは同感でございます。ただ、部屋を貸すというふうなことは、これは新聞記者室もお貸ししておるわけでございますから、その性質は同様なものである、こう考へております。しかし、部屋を貸して、そこで不潔な文書作製室なんというところになるわけはございませんから、きびしく取り締まっていきたいと思つております。

○受田委員 規律の厳正を主張せられる長官として、その問題をはつきりしていただきたい。私はここで、防衛庁機構の中で、総合幕僚会議という問題をいまからひとつお尋ねしてみたいのです。この総合幕僚会議の議長という地位は、この規定を読むと、単に会議の議長をやり、調整機関としての任務しか果たしてない。直屬の三幕の統幕部隊をつくったときだけ、その長になるといふような力しかないようになっておる。もう一つは、総合幕僚会議の議長は、事務次官と同様の処遇を受けておる。にもかかわらず、一般の将の定年五十八で押えられておる。そこで三幕の長の経験を有する者の中から輪番で総合幕僚会議議長という地位につく。定年のことを考えながらやる。その任にあること一年かあるいは一年有余、きわめてきわどいところで総合幕僚会議の議長が決定されておる。このことは、総合幕僚会議の議長は、定年を二年延ばすとかいうかっこうをとるとか、あるいは総合幕僚会議が、三幕のある程度の権限的に何らかの力を發揮できるような立場に置くとかいふのであれば、一応筋が通ると思うのでございします。この点は、会議の構成及び議長の権限として、長官、何かひとつ腹案をお持ちじやないか、お答えを願います。

○増田國務大臣 私は、この総合幕僚会議の議長は、これで一応よろしいと思つております。御承知のとおり、自衛官の最高の地位とするというところが法律においても定められておる。——もっとも、防衛出動等の際には、私が陸の場合には陸幕長、海は海幕長、空は空幕長を直接指揮、監督することになっておりますが、あなたもいまおっしゃいましたとおり、七十六条に

よって統合部隊がつくられた場合には、その統合部隊の幕僚長の仕事をやるわけでございます。それから平素の会議を開きまして、自衛官の最上位とするということが法律において定められておりますれば、陸幕長も空幕長も海幕長も、統合幕僚会議の議長の言うことは聞くことになるのじゃないか。あんなうしろのほうがいいぞと言え、そうすなわちということになりますと私は思いますが、このしかりで別段痛痒を感じておりませんし、改正しようとも思っておりませんし、統合参謀議長というようにも考えておりません。

○受田委員 定年の関係で、幕僚長の経験者だけが議長になるということになると、五十八才で、もう身近なところにいる。各幕の長が、統合幕僚会議の議長という在任期間というものは、きわめて短いです。防衛庁長官と同じような短期間で交代する危険性があるわけです。こういう問題で、定年を議長だけ延長するというような規定を設けるか、何らかの形をしないと、各幕の長で順番で適任者を得るということになると、非常に骨が折れる問題が起る。その点は、何かあなたも身に感じておられることがあると思うのですがね。

○増田国務大臣 受田委員の御発言は、きわめて御理解のある御質疑でございます。私は、非常に感謝にたえない次第でございます。私も、自衛官の最上位とすということが、法律に定められておる。しこうして定年は陸幕長、海幕長、空幕長と同じように来るというようなことは、ちょっとまずい。やはり二年ぐらひは伸ばしたいということをお腹案としては考えておりますが、考えておりますという程度でございます。まだこれを實現するかどうか、お説は私に對する非常に大なる支持を与えてくださったわけでございまして、感謝いたす次第でございます。

○受田委員 外務省の方がお急ぎのようでありますから、ここで外交に關連する防衛の問題を先にやらしてもらいます。

国連局長、いま海外の適當な國々に、防衛駐在官というの十六人在動をしております。これは

自衛官たる防衛駐在官です。これは自衛官であつて防衛庁から出向されておる間は、防衛庁長官の指揮、監督でなくして、外務大臣の指揮、監督を受けることになっておると思ひます。これはあらゆる点において外交官の身分として行動できるのかどうか、お答え願ひたい。

○服部政府委員 外國に駐在している場合は、外務省の職員といたしまして、大使の管轄下にありますので、外交官のリストに載つておる場合には、外交官同様の待遇であります。

○受田委員 ちょっとここで質問に先立つてお答えを願ひたいのですが、かつてのレバノンの事件のあとで、國連から日本に協力要請があつた。いわゆるレバノン事件の監視団、それには適當な数の將校の派遣要請がありました。現にイスラエルを中心とする中東問題は、非常に重大な段階になつてゐる。きょうテレビで何つたのでございませうけれども、中東問題處理をはかる國連の臨時總會は、例の非同盟國から提案された決議案、すなわちイスラエルの行動をもとの位置に戻してあげてというこの提案に對して、本日決定を見て、否決されたやうです。日本はこれに對してどういう態度をとつたのでございませうか。

○服部政府委員 決議案は全部で九つ出ておりまして、そのうち一番採決の問題になつたのは、いま御指摘の非同盟決議案ともう一つラ米諸國が出ておりましたラ米決議案、この二つでございまして、けさ私もラジオで聞きましたら、両方ともに否決されております。わが國のとりまいた態度は、非同盟決議案にも賛成をいたしましたし、それからラ米決議案にも賛成いたしました。といひますのは、非同盟決議案といふのは、どうしてもアラブ寄り、すなわちソ連の支援を受けた決議案だといふ感じがあつたわけですね。それから一方ラ米決議案といふのは、イスラエル側に立つた、また米英のほうの支持を受けた決議案だといふやうな見方をされておりましたために、一方に賛成し、また他方にも賛成するといふのが、いかにも不自然な印象を与えてゐるかもしれませうけれども、

われわれの考え方——撤兵の問題は、両方の決議案に出ております。ただ、非同盟決議案には六月九日の線といふやうな條件がついておりますけれども、ラ米決議案にも撤兵は必要なんだといふことも出ております。結局両方の決議案にそれぞれ積極的な意義があるとわれわれは判断をいたしまして、両方の決議案に賛成いたしました。これがわれわれのつた態度であります。

○受田委員 まだ残された決議案に、ソ連案とか米國案といふものがある、こういうものには對しての今後の態度といふものも、一応きめておられるのかどうか。

○服部政府委員 ソ連決議案は否決されました。アメリカ決議案は、アメリカがこれを撤回いたしましたので、表決に付されません。それから先ほど九つと申し上げましたのは、一々は省略したのですけれども、非同盟決議案に對する修正案が二つございまして、これはアルパニアの修正とキューバの修正でございまして、これはともに否決されました。それからもう一つ、パキスタンが提案しておりましたエルサレムの合併、これはけしからぬ、したがってこれは無効だといふ趣旨の決議案、これは賛成九十九反對ゼロで採決されております。もう一つ、難民救済に關する決議案、これも百十六票對ゼロで採決されました。以上であります。

○受田委員 私は、日本のとつておる態度といふものには對して、それぞれの決議案に關する事情をいま承つたわけでありまして、いづれにしてもこの國連の臨時總會で、最終的な中東問題の處理に、日本にその終戦處理上國連に何らかの形の協力を求められることが、可能であると思ひます。そういう場合に、たとえば休戦の監視団のやうなものをはかりたい。日本から協力を求められる場合には——わが國からは民生の安定など、協力の限界をはつきりしてゐる。武力の提供といふやうなもの、一切國連にしないことになつておるわけですね。海外派兵も認められていない。しかし、そうした終戦處理上の平和への國連の何らかの機

関に日本に協力を要請された場合に、防衛駐在官といふ外務大臣の指揮下に屬する外務職員をそれに參加させるということ、外務省としてどうお考えなされておりますか。

○服部政府委員 ただいま御指摘がありました國連機關でございまして、これはいゝわゆる平和維持活動と總稱されてゐるものでございまして、そしていままで國連が創設以來大體二十幾つが設置されておりますけれども、その國連機關そのものが安んずる総会なりの決議に基づいて設置されるわけでありまして、その場合場合に對してその名稱も異なりますし、それから任務、権限、目的といふやうなものも異なつております。大別いたしますと、第一には軍隊の性格を持つてゐるやうな機關でございまして、たとえば朝鮮國連軍だとか、コンゴの場合、あるいは今度の中東の國連緊急軍といふやうなものは、軍隊の性格を持つたやうなやうな機關。それから第二は、軍人を構成員とする監視団、こういうやうなものもございまして、それから第三には、全く軍人とは關係のない、軍事的性格は全くない、たとえば委員會とか、調査団とか、それから事務總長の個人的な代表團といふやうな種類のものもございまして、

いま御指摘の中東にはたして國連機關を設置することになるのかどうかといふことは、ただいまの緊急特別總會が今後どうなるか全く不明でございまして、決議案も否決されたやうな状況でございまして、はたしてそういう國連機關ができるのかどうか、その辺は不明でございまして。ただ、今後の紛争のきつかけとなりまして國連緊急軍、これがアラブ連合の要請によつて撤退したわけですが、そういうものが復活する場合に、これはやはり相當軍隊の性格を持つておるわけですね、こういうものに參加するのは、もちろん不適當といふこととてございまして。

軍事監視団につきましても、これはやはり構成員は軍人でございまして、軍事監視団の中にも、全く兵器を持つていない丸腰のいゝわゆる軍人が參加してゐる監視団もございまして、けれども、こ

れもなかなかむずかしいのではないかと、いろいろに私どもは考えておるわけでございます。したがって、現在のところ、われわれに対して国連側から何の照会もございませんけれども、またあつても、それは適当ではないとわれわれ判断いたしております。

○受田委員 国連に協力を要請された場合に、いかなる場合も日本は参加しないということが基本方針だということをお考えですか。

○服部政府委員 ただいま申し上げましたように、監視団とかいろいろな場合でございます。軍事的性格を持つてゐるのはあまり適当ではないんではないかと思ひますが、たとえばこれまた一つこまかい例でございますが、インドネシアにオランダ軍の撤退を監視し、その監視の状況を安保理に報告する任務を持った国連の委員会ができたことがございます。この構成は、パタビアに領事館を持つてゐる安保理事務の領事館付軍事専門家というふうなものが構成員になっておりますが、そういう場合にわれわれのは妥当しないのですけれども、領事館付軍事専門家、ほかの大使館なり領事館のいわゆる武官連中がこれに参加するような場合であるならば、あるいは考えられるのではないかと、いろいろな気持ちもいたします。

○受田委員 外交官を国連のそうした調査機関などに要請がある場合も、起こると思ひます。いまの場合など、西イラン事件などは、それに入ると思ひます。そうした場合に、防衛駐在官は外交官ということであるので、その防衛駐在官をそれに参加せしめても差しつかえないという御判断ですね。

○服部政府委員 まあ軍事問題を担当する外務省職員という考え方、軍事問題を担当します大使館員なり領事館員という立場でそういう国連機関に参加するということも、あるいはあり得るかもしれぬと思ひます。

○受田委員 増田長官、防衛駐在官はあなたの指揮下にない。しかし、身分は防衛庁の自衛官として残っている。自衛官としての身分に対しての何

らかの権限が、防衛庁長官にあるのかどうか。

○増田国務大臣 私どもは、直接指揮、監督いたしております。外務大臣がこれを指揮、監督いたしておりますことは、ただいま局長の申し上げたとおりでございます。

○受田委員 給与は、これは自衛官の給与が出ておる、こう了解してよろしくございませうね。

○海原政府委員 各駐在官は、それぞれ階級系列等に応じまして、それぞれの大使、公使館におきまして、参事官あるいは一等書記官、二等書記官、こういう立場で勤務いたしますので、それぞれの外交官に与えられます給与をもらつております。したがって、防衛駐在官の自衛官としての性格は、何ら反映いたしておりません。

○受田委員 自衛官であることは間違いないですね。

○海原政府委員 これは身分的には併任の形をとつておりますが、実質上は出向をしたという扱いになっております。

○受田委員 軍事専門家である自衛官が、そうした平和的な事務処理の調査その他の目的をもって派遣せられるということは、これは防衛庁としては何ら関する問題ではないということになりますね。

○増田国務大臣 そうでもないでございまして、他の機会に、受田さんではございませんが申し上げたと思ひますが、その国の軍事事情等は、耳に入ってくるものはまず外務省に報告する。外務省のほうから私どものほうに連絡がある。それくらいの役目は果たさぬことには、おかしいんじゃないかと思ひます。それくらいの役目は果たさしております。

○受田委員 いま国連局長の指摘されたような外交官としての国連への協力、特別の軍事目的でない協力をするときに、ユニホームのかっこうで行くか、あるいは洋服を着て行くか、せびろを着て行くか、わかりませんが、自衛官という一応の根っここの身分のある、あなたの名目上は部下である人のそうした行動に対しては、外務省に

行つておるんだから別に支障がない、こういう解釈でよろしゅうございませうかということをお尋ねしたので。

○増田国務大臣 外務省の局長の御答弁のとおりでございます。

○受田委員 私は局長がおられる間にもう一つお尋ねしておきたいのですが、国連にいわゆる十八国軍縮委員会というのがある。日本がもしこの十八国軍縮委員会に追加して委員会が構成される機会があるというので、米国を通じて参加の申し入れをしたことがあるとも聞いておるのです。これは事実ですか、どうですか。

○服部政府委員 御指摘の十八国軍縮委員会というのは、成立の経過から申しますと、国連とは実は直接関係はないのであります。当初、十カ国委員会というので発足いたしました。それを国連がエンドンヌスにたつておりますし、いろいろな便宜供与なんかもやつております。それから十八カ国委員会の報告も毎總會出ております。関係はもちろん非常に緊密でございます。一九六一年でございしますが、十カ国が十八カ国に拡大されたときにも、いろいろ問題がございしましたけれども、その後また昨年の末ごろに、十八カ国委員会の拡大、改組の問題がいろいろうわさをされたことはございます。そこで外務大臣も、やはりわれわれとしてはそういう会議にできれば参加すべきではないかという御意向のようでございます。その旨をアメリカ側に非公式に話を出したことはござい

ます。

○受田委員 非公式に話を出したことがあるということになる、日本も軍縮に非常に関心を持つてゐる、こういうことになるわけですね。ところが、この軍縮に関心を持つ以上は、日本自身の軍縮に対する心がまえもできておらなければいけません。日本の国自身は軍縮という問題は考えないで、よその国の軍縮だけに賛成するというわけにいかない。そういうことについては、外務省はそういう非公式な申し入れをしてゐる以上は、防衛庁と何らかの形で相談をされたことがある

かどうか。

○服部政府委員 軍縮問題というのは、かなり技術的な面の問題もございしますので、われわれがわからない点などの生じたときには、随時話を聞いております。

○受田委員 軍縮の問題については、随時外務省から防衛庁にお話をしているということでございます。これは担当の局長がどなたですか、防衛局長かな。防衛局長、この軍縮に対する意欲が外務省には大きく動いてゐる、これは事実です。すでにいま非公式の申し入れをしてゐる。軍縮委員会に参加したいという意欲がある。ところが、この間からの議論を聞いてみると、長官は、日本の自衛隊は、諸外国に比べてまだ著しく低位置にあって、軍隊といふかっこうになつてゐる世界の国々に比べてお話にならぬ数字もあげておられるわけです。いま申し上げるまでもないことです。それに軍縮に対する防衛庁としての意欲をわかせるとするならば、軍縮に対する自衛隊のあり方ということも、当然前提に研究されなきゃならないと思ひます。いかがでしょう。

○島田(豊)政府委員 ただいま外務省の国連局長から、防衛庁側ともこの問題について連絡をしておるというお話でございます。事実、定期的に連絡会が持たれておるわけでございますが、これは主として軍縮をめぐるところの各国の動向、ことに核拡散防止条約の推移と申しますか、そういう点について防衛庁が連絡を受けておる、こういうことではございまして、そういう問題に關連いたしまして、わが自衛隊の今後の問題をどうするかというふうな問題は、いまだかつて外務省ともお話し合ひをしたことはございません。わが自衛隊は、御承知のとおり、先般も長官からお話のございましたけれども、一つはまだビルドアップと申しますか、造成、建設の段階でございまして、いま直ちに一定の自衛力としてこれを縮小するといふような問題が生ずるかどうか、いまの段階では、まだそこまで至つていないといふふうに考えておるわけでございますが、ただ、これはい



がございます。そうして、事があるときにオランダ国民がまくらを高くして眠ることができるようになるというので、いわゆる共同防衛集団安全保障条約というしめわけをしておるのでございまして、その基礎は、ワルシャワ安全保障条約にいたしまして、あるいはNATOにいたしまして、日米安全保障条約にいたしまして、国連憲章第五十一条にあるわけでございます。国連憲章第五十一条があるという事は、国連自身がまだ自分の警察力で全世界の平和と安全を維持できないから、君たち頼むぞと構成メンバーの国家に頼んで、めいめいの国は、それまでの間、個別あるいは集団の防衛権があるのだから、適当なる措置をとって、くれてもけっこうでございますという事が、国連憲章第五十一条にあるわけでございますから、われわれは堂々と駐留を許すところの日米安保条約を、世界各國にならって——日米安保条約だけが安保条約であるという印象を国民の中に持つておる人がありますから、受田さんにおいてそんなことはございせんが、日米安全保障条約なんというものは、集団安全保障条約の一つでございまして、他にたくさん集団安全保障条約があつて、その国に外国の軍隊の基地がある国が、英國をはじめとしてたくさんあるということを、この際申し上げておきます。

それで、あなたのお問いの最後は、もう一ぺん繰り返しますけれども、事があつたときに、基地を提供し、施設を提供してやればよいじゃないかとおっしゃいます。もうさびびてしまつたら——人のいない家なんというものは、大体さびびてしまふ。もうだめでございまして、やはり事があつたときこのうちを使わせるといふ——人が住んでおるうちは長もちします。事があれば、すぐ大ぜい泊まることのできるわけでございます。やはりベースがあるほうが、施設があるほうが、ないよりはよろしい。よろしいというの、つまり国家の平和と安全を守り、一億国民の幸福を守るためによろしい、こう私は考えておる次第でございします。

#### ○受田委員

ちよつと済まぬけれども、反論します。あなたはさびついた家にはなかなか来れないというお話でございまして、現に日本は、横田基地にしろ、F105が、これは爆撃機として用意されておるようです。板付、三沢、こういうところの部隊は、別にいま日本におらなくても、日本の部隊でゆつくり代行できるはずである。それから市ヶ谷にある例のMAG、顧問団、こういうものも、用がなくて困つておる。アメリカでも、あんなものは帰せという声さへある。こういうとき、これを引き揚げていただく。横須賀、佐世保という問題は、これはちよつとわれわれが考えても、なかなかむずかしい事情があると思ひます。しかし、私の郷里にある岩国、ここには海兵隊が来ておる。この海兵隊なんというものは、用はないと思う。こんなものはどうぞお帰り願ひたい。それから横田も、板付も、三沢も、お帰り願ひたい。横須賀と佐世保はしばらく御苦勞願ひうとかいうような、何らかの形でその日本に常駐しておる米軍の施設及び部隊を、自主防衛の立場に立ち、日本から帰つていただくという努力を積み重ねていくという方向は、順序として必要だと私は思ふ。そうしてもう一つ、一朝事あるかどうかという事は、大体空気でわかる。今度のイスラエルの事件でも、ごらんのとおり、アカバ湾のチラン海峡の航行を阻止しようとしたアラブ連合の勢力に對してのもたもたが、長期にわたつて続いておる。だから、もうそういう危険が予知される段階というものは、いまの國際情勢ですぐさびつぱつといふようななかでございまして、この東西の均衡が保たれておる現段階で、はつきりわかるじゃないですか。こういう段階で、私がいま提案しておる有事駐留というものは、ぜひ必要である。それからもう一つ、アメリカの兵隊がいつも来ておる。そして要らぬところにゴルフ場をつくつたり、遊休施設がたくさんある。日本は農地も足らぬ、工場も足らぬ。学校も敷地がないというときに、遊び半分のゴルフ場や遊休施設が全然ないかどうか。そういうものをひとつお調べ願ひたい。

い。そういうものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

#### ○増田国務大臣

受田さんのりっぱな反論に對して、またあえて私は反論いたします。第六条というものは、やはり基地がございまして日本の平和と安全に寄与するのみならず、日本も少しくらいはお手伝いしないといふ感じが悪いから、そこで相互というやうな字を使ふのじゃないかと思ひますが、とにかく極東の平和と安全を保持するために、米軍が日本の基地を使ふ。これが何もないといふことでは、やはり日本が経済的動物だといわれるのはそこをございまして、多少はやはり置いておいて——陸軍なんか全然要らぬといふやうなお説もございします。それは非常にりっぱな御見解だと、私は思ひます。でございしますから、陸軍は帰つてもらつたのです。陸軍は補給部隊しかおりませんから、六、七千くらいしかおりません。それから航空部隊も、非常に縮小されております。海軍部隊も、非常に縮小されております。しかしながら、全然ないといふことで、それで事があつたときには向こうに頼むぞ、おれのほうは何も手伝つてやらぬといふことは、やはりあんばい悪いじゃないでしょうかというの、私の反論でございします。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

ジュールくらいは、ちゃんと防衛庁でお持ちにならなければいけません。沖繩にしても、その全なる返還であるといふやうな新語も、この間外務大臣から飛び出したやうでございします。いま沖繩の少なくとも防衛基地としての威力は、國際的に見て非常に欠けておる。もう薄くなつておる。そういうときにあえて沖繩を要求しておるの、これはアメリカの政治的意圖じゃないですか。だから、日本国はアメリカに對して大きな國民的規模の意欲を伝えて、あちらさんに日本の意思を十分理解せしめて、沖繩問題の解決、いまの基地の撤退の問題等を防衛庁自身が積極的にこれと取り組んで、日本の国土、國民は日本の自衛隊で守るのだ、國民が守るのだという意欲を起さざる熱情を、私は期待するので。したがって、いまの具體的なスケジュールから聞きましよう。横田、三沢、板付、岩国、もうあまりあとは基地は残らぬ。横須賀と佐世保が残るくらいであります。岩国の海兵隊の基地などは、もう日本國の自衛隊で十分補いつける段階にきておる。佐世保と横須賀は一応残すとして、この二つの基地は残すといひまして、あとはお返し願ひたいという私の考えに、御見解を表明していただきたい。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。

い。そういふものを漸次返してもらつて、基地貸与の協定というものからそういうものをなくすしにくくしていく。そしてわが国の国土、國民を守つてくれるのは自衛隊である、また國民であるという意欲をわかつたほうが、日本の防衛、國防の意義を高める上にはたいへん大事なことでございす。私はあえて反論します。



んかは、自衛力の関係が非常に不足でございます。また、また防衛費を出さないということによって日本の経済が飛躍的に発展して。これは非常にありがたいことだと私は思っております。

また、いつも私はあらゆる機会において申し上げておりますが、防衛費の総予算において占める割合、国民所得に占める割合から見て、そう多くふやしたくない、これだけのことを言っている防衛庁長官はあまりないと思います。もっとふやしたいということを言っている方はあるかもしれないが、私はふやしたくないと言っているのではありません。それには向こうさまに相当してもらっています。これはイギリスにもおるのですから、何も一つも恥ずかしいことではないと思います。そうして、ことに通常兵器以外の兵器が出てきたからには、この日米安保条約というものは絶対必要でございます。いま少し、おまえのところは都合のいいときだけ来てくれればいいのだ、あとは出ていけ、ハイチャイと言ったって、出てきてくれるかどうかかわかりはしません。私は、やはりあなたの言う有事駐留という前の御議論は、非常に現実的な良識に富んだ御議論だと思ひますが、日米安保条約それ自身は——有事駐留というのはいささか常識の点から見てもう少し再検討をお願いしたいということで、反駁を申し上げる次第でございます。

○受田委員 長官、日本の国民感情というのをあなたも前にも前提にされておられない。それから他の国々に対する日本として——残念なことには日本には安保絶対反対の勢力があるのです。今度北ベトナムには社会党の佐々木委員長が行かれる。南ベトナムには佐藤総理が行かれる。これはいかにとも議論が分裂したような印象を与える。国会の第一党と第二党の両党首が全く反対のところへ出かけるという悲劇の国なのです。そういう悲劇の国にあって、アメリカに負担するような印象を与える態度でなくて、すべての国々に対して平和愛好の思想を日本国民が十分持つておることを伝える意味からも、日本の現実問題として、安保体制のもとにある駐留制度というものを有事駐留という

ことに切りかえ、しかもそれが事前にわかるのだという有事のときには、そういうときには御苦労を願う。そして漸次基地を整理していくという努力を防衛庁長官がされない、依然としてアメリカのお先棒をかつぐような印象を与えるような態度であってはならないので、全世界の平和への国民的規模に立つ大和民族という一つの民族です。ただ一つの民族の中に、昭和四十五年の安保騒動を頭に入れ、想定されて、いろいろな警戒体制をしかれる議論がされて、私は非常に残念だと思ふ。そういうときに議論を統一する意見としては、有事駐留というこの制度は、左右の激突を避けて、日本をしてアジアにおける日米安保体制のもとにおける平和愛好国家としての前進を期することとができると思ふ。しかし、残念なことに議論は二分されておる。アメリカのような多様な民族でさえもこういうときには一つになるときに、日本は二分されておる。あなたはこれをお考えになられて、日本の自衛隊のあり方を私たちが提唱しておる方向に御検討をお願いしたい、これを全然だめだということではなくて、ひとつ御検討をお願いしたい。これの答弁はいいことにいたします。

それでおしまいに、今度の第三次長期防衛計画の中で、戦車というものが相当数、約二百台ですか、日本の局地戦争で戦車というものを使用する——この問題についてはまた吉田委員からも関連質問が出ますが、この戦車というものがもしどこかに局地戦が展開されたら、そこに交通が非常にひんばんで一千万台以上の車があるという日本の中で、戦車がガタゴトガタゴト、ガタゴトガタゴト行くようなことが、実際問題として考えられますか。関東平野とか広い所なら別です。いや別とは言いません、ある程度そういう地域でしたらということですが、そのほかのところは何百台という戦車がガタゴトガタゴト動くような行き方は、実際問題としてなかなかむずかしい。そういうときの戦車を——しかもこれは中型戦車だ、小型戦車ならわからぬこともないが、いわゆる中型戦車をやられておる。それからDASH、無人兵器、こういう

うものがいまはもう無能であるということ、アメリカでもそういう証明をしておるが、そういうものがまだ二機残って。それからF86、またF104、昭和五十一年にはF86は消えるようになって。それに対して次のFXはF86のあとを受けてやるのか、F104のあとを受けてやるのかというところ、ちつともわからない。そうしてそれに對して、具体的な事例としてあなたがこの間ここでFその他の例を引かれて説明をされたけれども、そういう問題の前に、F86のあとをどうするか、F104のあとをどうするかという具体的な説明が一つもない。そういうふうな第三次長期防衛計画は非常に準備不足のままでスタートして、そうして不要なものが出ておる。むしろ、やるんならヘリコプターのようなものができて、これが災害のときにはいち早く人命救助をしてもらえるという、平時にも災害時に役に立つ部隊をどんどんふやすなまだ意味があるが、意味のないものをふやしておる。そして新島災害のときには、民間の一切の通信施設が破壊されて、マイクローウエーブもだめになったというふうな事態も起こっているときに、通信施設を依然として電電公社のものを利用して、こういう事実もあるわけです。これらに対する第三次長期防衛計画——いま私は時間がないから幾つもお急ぎで言ってしまうが、いまからやろうと思つても時間がなから、これらのことをきわめて簡単に御説明願いたい。

○増田国務大臣 戦車は不要じゃないかというお話でございますが、昭和二十年ごろの戦車はアメリカから貸与された戦車でございまして、ごく古いものもたくさんない古いものでございまして、それをかえるだけでございまして、総数は減つてまいります。現在の戦車の数と昭和四十六年末の戦車の数とは、ずっと減ることはちやうど飛行機と同じでございます。その範囲ぐらゐのことは必要であると思っております。

それからDASHなんというものは必要でないというお話でございますが、DASHは護衛艦につけるものでございまして、無人ヘリコプターでございます。これは私は、これこそは近代兵器として必要であると思っております。それからFをどういうふうな定めるか、Fの將來がわからないというのがXでございます。だからFXと言つておるわけでございしますが、F86Fにかわるものである。F86Fにかわるというところで、これを代替更新する。F86Fというものが昭和四十八年度で……（受田委員「間違いないかね」と呼ぶ）私がいままで得た知識で申し上げさせていただきますが、昭和四十八年末をもってなくなるから、それにかわるものでございまして、その機能等はF104よりはまさっている。すなわち、外国に脅威を与えず、しこうして迎撃能力は高まったもの、これだけの基準があるのでございまして、それ以上の基準は——これがわれわれ行政官である者の最高の水準でございまして、あとこまかいことは、ほとんど専門家を連れて来たときにお答えいたしますが、まずそれくらいのことを知っておれば、基準がないということにはならない。基準があるということ、賢明なる受田さんも肯定くださると思うわけでございまして。

ヘリコプターは大いにけっこうであるから大いにふやせというお話でございますが、非常に有力なる、有意義なる御発言、ありがとうございます。国力国情の許す限りふやしたい、こう考えておる次第でございます。

○受田委員 いまあなたは、FXでF86のあとをやるのだとはっきり言明されたわけです。私も時間の関係で質問をよめますが、このFXをきめる際にT38というような練習機をどうするか、地上攻撃と、それから要撃と、いろいろな議論から、地上へばつとやってくる部隊をさつと上陸地点で攻撃する、そして迎撃つ方法、そういうものを考えながら御検討をされておると思うのです。どういうか、このものが要るから知らぬが、ただここで御注文申し上げておきたいのは、從來からバジの採用のとき、その前のグラマンからロッキードの議論のとき、終始政治家が背後に

ということにはつながらない、また政治体制の違

う国ともわれわれは善隣友好をしてまいりたいと思ひますが、しかしながら、国防というものはやはりある程度必要である、こういう見地に立つておるものでございます。

○鈴切委員 きょうは、私は問題をしばらく置いて、いま世間の話題になつてゐる米軍の水戸射爆場を伊豆七島の新島へ移すという、昨年六月の日米共同声明に基づいて新島を代替地とした理由についてお伺ひしたいわけでありませう。

その前に、私はすでに現地に調査に行つてまいつておりますので、その点について、ひとつ長官の明確なる答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○増田国務大臣 私の前のその前の長官、その前の長官のときから続いている問題でございますから、私は鈴切さんに原則的なことをお答えいたしました、それからあとは、施設庁長官に補足させますから御了承を得たいと思ひます。

そこで、原則的なことといたしましては、水戸の射爆場は隣に原子力平和利用に関する東海村の各般の施設もございますから、もし誤爆等をして原子力平和利用のところへでも落ちこちたりして放射能でも出してたいへんな迷惑をかけてもいけないということが水戸の射爆場の廃止したいという——水戸の方々がコンセンサスをわれわれに与えられない根本の原因であると私は考えております。

そこで、あと代替地といたしまして新島を選んだ理由その他につきましては、施設庁長官から補足説明させます。

○小幡政府委員 水戸の対地射爆場を新島に移転するという方針になりました理由は、まず第一に、御承知のように、水戸の射爆場で演習をやつておられますのは、横田の飛行場の飛行機、それから厚木の海軍機でございます。米軍の条件は、横田基地から約二百キロの半径を描いた円周の中にしてくれというのが第一でございます。それから次は、いわゆる厚木と横田でございますから米空軍、海軍両方でございますので、陸と海と両面の

訓練ができるような場所を選んでほしい。ほかにも条件はございますけれども、この二つが一番決定的な条件でございます。この条件を充足する関係がございまして、海陸両用に都合のいい場所をとるといたしますと、われわれの検討した範囲では新島以外にはないという判断をしたわけでありませう。

○鈴切委員 誤射爆によって起きる危険というものは、新島においてもやはり同じだと私は思ふのであります。新島が無人居島であるというならいざ知らず、少なくとも三千五、六百人の人が生活しているという観点に立つたときに、誤射爆によって起きる被害については、人命の尊重という観点から考えるならば、何ら変わりはないと私は思ふのです。その点についてはいかがですか。

○小幡政府委員 その前に、水戸におきます現状から見まして、誤投下がどれほどあったかということをおし上げて、御参考にお供しつつ新島問題を申し上げたいと思ひます。

水戸におきましては、昭和二十七年から三十五年までの九年間に、年々約二十五件誤投下があつたわけでございます。これに對しましていろいろな検討をいたしまして、事故防止のために標的の移動を昭和三十五年までに三件に減少、三十六年から四十一年までの年平均は三件に減少しております。決して爆弾は使つておりませんが、模擬弾とか機関銃とか葉巻とか、そういうものでございまして、これを今度新島に持つていく。これは御承知のように、まだ最終的な演習場の範囲はきまつておりませんが、大体大まかに言いますれば、新島南端の端端地区を含めまして、その海上に矩形に演習水域を含むわけでございます。したがうしまして、水戸ではセーフティゾーンを内陸にとつておりましたが、今度は海面にとります。したがうしまして、誤投下の事故がそこでは海上で済むのではないだろうか。しかも、水戸では年に三件でございますから、私は誤投下は決して決定的なものではないと考えております。

○鈴切委員 いま施設庁長官が言われたことに對しては、あとでまた質問をいたしますが、しかし、新島を代替地として決定する前に、政府はどことどこを候補地として選んで交渉したのか、それについてお答えを願ひたい。

○小幡政府委員 新島のほかに御蔵島等も検討いたしました。それからさらに現在使つております三沢等、そういうところもできないかということも検討いたしました。御蔵島はいろいろ立地条件が悪いということで、これはだめでございます。それから三沢は、先ほど申しました横田、厚木の基地から距離が遠いというので、どうしてもあそこを使ひますと、部隊がいろいろの演習をするためには、最小限度部隊が二倍要するというふうな、訓練のために駐留部隊をふやさなければならぬというジレンマにおちいるというふうな関係がございまして、いずれも残念ながら選考の過程でアウトになったというのが実情でございます。

○鈴切委員 いま、あなたは御蔵島を對象にしたと言われたわけですが、立地条件だけであつたはそれに対して不適格であるというふうに判断をされたのかどうか。

○小幡政府委員 これは、実は私の着任いたす前に、前のスタッフ並びに責任者が判断いたしました、地形が悪いのと氣象が悪いというふうなことが決定的だったと聞いております。

○鈴切委員 私はそう聞いていないのです。御蔵島においては、對象としたけれども、地元のものすごい反對があつて挫折せざるを得なかつたといふのは聞いています。そうした場合、新島を代替地にしたのは、かつてミサイルの射撃場するとき、地元の方で反對から賛成になつたときから、新島はくみしやすさというふうにあつたは判断をされて、そうしてきめられたのではないのでしょうか。

○小幡政府委員 私の聞いております範囲では、まだ御蔵島は具体案を提示して島民の反對にあつたというふうな場面はなかつたように聞いております。また、新聞に発表があつて、どうこの議論があつたことは聞いております。ミサイル試射場

の場合に、新島に射撃場があつたのでくみしやすしなどは毛頭思つておりません。むしろ、ミサイル試射場の際に問題があつただけに真剣に取り組みたいと考えております。

○鈴切委員 アメリカにすれば、気がねをしなくても済む場所だつてあると思うのです。また、数多くの無人島だつてあるわけですが、それをなぜ對象にしなかつたのか、その点について伺ひたい。

○小幡政府委員 これは先ほど申しましたように、厚木、横田から二百キロ、それから海陸両用、それから陸上にある程度の平たん地を設けて、弾着の観測地点とか、通信施設とか、あるいはその連絡用の怪飛行場、そういった付属施設等も設ける必要がありませうので、そういった条件から見ますと、関東では、どなたがお考えになつても、おそらく新島以外にはないのではないかとはいふようにわれわれは考えておるわけでございます。

○鈴切委員 日米安全保障条約第六條に基づく施設の條約第二條第二項の條文中で、「いづれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず」とあるが、水戸の射爆場移転は日本政府の要請か、アメリカの要請か、どちらになつておりますか。

○小幡政府委員 水戸射爆場の移転は日本政府の要請でありまして、これは先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、原子力施設がそこできてるおとといことが一つであります。これが最も有力な原因になりまして、衆参両院の科学技術の特別委員会が水戸射爆場をどこに移すようにというふうな決議案が出たことも事実であります。

○鈴切委員 射爆場ははたして今後必要であるかどうかの根本的内容について、よく検討されて話し合はれたかどうかの問題ですが、その点について伺ひたい。

○小幡政府委員 この点は作戦とか戦略の問題になりますので、私から立ち入つたことは申し上げにくうございますが、私の知り得る範囲では、横

田に米空軍の基地がありまして米空軍の駐留が必要であり、また、横須賀等に米海軍基地がございまして艦隊が入港するために、厚木に米海軍の航空機の基地が必要であるという前提が変わらぬ限りは、この問題は解消しないと考えております。

○鈴切委員 私は大切な問題だと思っておりますが、基地が今後必要であるかという問題についての根本的な話し合い、これについて長官はどういうふうに思いますか。

○増田国務大臣 私は、新島につきましては、根本的な話し合いをいたしましてコンセンサス、すなわち、御同意を得まして、そうして御納得のもとに御協力を得て、これを移転いたしたい、こう考えておる次第でございます。

○鈴切委員 条文の第二第三項は、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」というふうに書かれておるわけであります。ですから、いま申し上げました根本的な内容について絶えず話し合われたかどうか。そして、いまも受田議員が言われたように、基地が必要でなければ、この際基地をやめるというふうな前向きな姿勢について話をされたか、あるいは射撃場が必要でないとすれば、当然アメリカは返還する義務が出てくるわけであります。水戸射撃場の反対が強いために代替地をさがしますというこのみの交渉に終わってしまつて、都市近郊周辺の射撃場は地域住民の生活を脅かすという人命尊重の観点から、はたして必要があるかどうかの根本問題に触れていないのではなからうか。その点に大きな問題があると私は思うわけです。この点について。

○増田国務大臣 鈴切さんにお答えいたします。お説のとおり、しよつちゅう検討しておることは必要でございます。これから検討してまいりたいと思っております。そこで、新島の線につきましては、われわれは

いまのところ——いまのところでございます、新島以外には候補地はない、そこで、でき得る限り基地周辺の漁民の——漁民が主でございますが、漁民の方々に御了解を得るよう、この前六、七年前に騒ぎが起きたようなことがないように、先般も村長とも懇談をいたしまして、どうか協力してくれというのを私みずから申し入れをいたしました。それから、現在ミサイル基地もあるわけでございます、ミサイルの訓練はいたしておるわけでございます。そのミサイルに比べてそれほどの危険はない。いま防衛施設庁長官が申しました水戸における誤爆というのも模擬爆弾の誤爆でございます、まあ模擬爆弾にいたしまして

も誤爆があったというところはうまくないわけでございます。そこで新島の地勢等を見ますと、南四分の一くらいのところでございます。現地につきましては、あなたのほうがよく御存じでございます。そこで、ミサイル基地があったところから南の海域になるわけでございます、住民のいらっしゃるほうは一帯北のところが多いわけでございます。つまり東京都のほうに面しているところ、ここに村民がいらっしゃるわけでございますが、その村民の御住居の關係と約八キロくらい離れております、島は南北に細長い島でございますが、その北のほうに住民がいらっしゃる、その南のほうに現在のミサイル基地である。ミサイル基地に使うことについてはコンセンサスもあるわけでございます、せつかくのことでございますから、今度は爆弾の演習等もさしていただきたい。それは大体あそこから始まって海域に及ぶわけでございます。でございまして、生活福祉の關係につきましてもございまして、生活福祉の關係につきましてもあらゆる配慮を払いまして、どうぞ新島の村民の皆さまが、指導者をはじめ村民の一人お一人が御同意をくださるよう、コンセンサスをくださるよう、そしてコンセンサスを得ましたこのほどお話しを申し上げた次第でございます。

○鈴切委員 いま長官が言われましたとおり、ミサイル射撃場のときに混乱を生じたということについて、長官は、その点については防衛庁のほうも確かに不手ぎわであったということはお認めになりますか。

○増田国務大臣 当時のことを私ははっきり記憶しておりませんが、何しろ新島反対ということでは、東京方面から応援にいらっしゃった方もたくさんいたようでありまして、村民の皆さまは必ずしも全部の反対ではなかったのございまして、応援のほうも激しかったのじゃないかという印象を、当時の政治家の一人として、お互いずつと国会でもやっているわけでありまして、そんな印象も持っております。しかし、円満に解決したわけでございますから、昔のことは反すうしやしくしないということにいたしました、前向きでぜひ鈴切さんからも協力を得たい、鈴切さんのコンセンサスをぜひちょうだいいたしたいものでござい

ます。

○鈴切委員 防衛施設庁は、新島本村に対して射撃場の建設案を出すと言っているが、それまでにはたして話が煮詰まっているかどうか。計画案についてはいつごろ提出するつもりであるか。また、その内容についてはどうでしょうか。

○小幡政府委員 計画案につきましては、昨年六月の共同声明以来、日米双方のスタッフの間で意見を交換してまいりてきておりますが、日本側としましては、最終的には飛行機を飛ばして、大体こういうところはこれでいけるのじゃないか、これは被害防止の見地が主でございます。そういう日本側の主體的意見を向こう側に提示いたしまして、向こうの案と突き合わせて最後に折衝する、そのままとしたところで一応の案を得まして、政府部内で相談をした上で現地へ提出するというような段取りでございます。大体時期は、順調にいけますれば九月ごろではないかというふう

に考えております。

○鈴切委員 昨年六月から今日まで約一年、非公式に地元意向を打診したと聞いておりますが、地元のだれと、いつ、どのような場所において折衝をされたか、その点について。

○小幡政府委員 これは実は、私のほうで現在新島に試験場を持つておりまして、毎年試験をやるわけでございます。そういう問題がございまして、新島とは、射撃場を抜きにいたしましたも常時關係がございまして、その關係で、新島の当局者が私の役所においでくださいます。そういう機会をつかまえていろいろお願いはしております。もちろん、現在のところは平行線でございますけれども、それが実情でございます、だれという名前にはちょっと、村当局ということでごかんべん願いたいと思ひます。

○鈴切委員 昭和三十四年十月十九日、防衛技術研究本部新島試験場の設置についての防衛庁長官と本村村長の間で協定された九項目の条件について明確にお答え願ひたい。

○小幡政府委員 全部です。

○鈴切委員 全部です。

○小幡政府委員 (一)本試験場は、試験用飛行体の実験施設であつて、基地となるものではない。また、爆発物を装てんした飛行体の試験は行わないこと。(二)本試験場の設置をおおむね別添図面のとおり計画することとし、双方において合意する条件により用地の所有権又は使用権の取得及び海面の使用を行うこと。(三)新島黒根港の突堤について五十米の延長工事を昭和三十四年度より昭和三十七年度までに完成を図ること。なお、離島振興法に基づく既定計画についても昭和三十七年度までに完成するよう促進に協力すること。(四)新島本村一若郷間に建設中の道路の早期完成を図り、渡浮根港の整備の促進に協力すること。(五)式根島小浜港の整備についてその促進に協力すること。(六)突堤、飛行場及び道路についての本庁の使用を妨げない限り民間の使用を認めること。(七)実験に伴つて、通常生ずべき損失については誠意をもって適正な補償を行なうこと。(八)発射場区域をハバタ地区に限定し村の諒解がない限りその区域の拡張は行わないこと。(九)以上各項に定めな

事項についてはその都度双方協議して決定すること。以上であります。

○鈴切委員 第一に、「本試験場は、試験用飛しょう体の実験施設であって、基地となるものではない。また、爆発物を装てんした飛しょう体の試験は行わないこと。」射爆場にするとは、完全にミサイル射撃場に名をかりた二段の策謀にはかならないと私は思うのです。すなわち、本能寺は試験場でなくて射爆場である、そのように私は思うのですが、その点について。

それから、射爆場は基地でないかどうか。それから爆発物を装てんした飛しょう体の試験は行わないといっているが、射爆は爆発物ではないのであるか。その点について。

○増田国務大臣 いま鈴切さんのおっしゃったうちで、この協定は実質的に射爆場であるということをおっしゃっていましたが、実質的に射爆場だったならば、今度射爆場ということの交渉をするはずはないのです。やっぱりミサイルの試験場でございまして、そこで、今度射爆場にするからには現地の皆さまのコンセンサスを得たいというところで苦勞しておるわけでございまして、実質的にそうなら、もうかまわずやっつけてしまえということになります。そうではないのでございまして、協定の範囲のものであるから、協定の範囲外になった今度実弾の、爆弾の演習をする、とにかく射爆をするという場合には、新しき協定なり新しき補償なり新しきコンセンサスを得なくてはならぬということをやっておるわけでございまして、これはごまかしであるということはないと思います。ごまかしなら、これでやっつけてしまえばいいのです。射爆場でございせんから、射爆場にするために苦勞するわけでございまして。あとのこまかい点は、また施設庁長官に答えさせます。

○小幡政府委員 先ほどお読みいたしましたのは、いわゆる飛しょう体の試験場に関する協定でございまして、今度は全然違った射爆場という問題を出しているわけですから、これはもう白紙に返して初めから相談をするという態度であります。

それから、基地でないかという御質問でございました。広い意味では基地に入ると思いますが、いわゆるそこに部隊が駐とんをして、そこを作戰の拠点とするといった意味の基地ではございせん。その点、二様の基地があると思っております。

○鈴切委員 長官は、ミサイル射撃場を射爆場とは言っていないと言われるが、私もそんなことは言っていないのです。ミサイル射撃場と言っているわけですが、けれども、今度新たにあなたたちがもくろんでおられるところの射爆場というものは、このミサイル射撃場を、防衛庁のほうと本村村長のほうと交渉をしたときにきめられたのとは大いに違ふという点について私は申し上げておるのです。その点について。

○増田国務大臣 大いに違いますから、新しき協定が必要だと思えます。

○鈴切委員 そのとおりだと思ふ。発射地区を端地区に限定し、村の了解がない限りその地区の拡張は行なわない、そのようになっているし、それから現在の二十七万坪を六十万坪に拡張する、そういうことについて一応この新聞に出されておるわけですが、その点についての行為というものは、私はこの村に対するところの防衛庁との関係の背信行為ではないか、そのように思ふわけですが。

○小幡政府委員 まだ具体案を現在検討中でございまして、で上がったのにおいていろいろの方々と交渉するわけでございまして、まだ現在交渉には入っておりません。しかしながら、先ほど何十万坪というお話が出ましたものですから、それについて言及いたしますと、昨年の六月の共同声明で、新島に射爆場を移す場合には大体水戸の六分の一程度におさまるのではないかとということをも米側が言っておるわけでございまして。したがって、現在水戸は三百四、五十万坪ございまして、大体六十万坪に近いところが米側のいろいろな折衝の過程で落ちつく線ではなからうかというところを申し上げたのが新聞に出たのだらうと

思っております。

○鈴切委員 水戸の射爆場の誤爆の状況を説明してください。

○鐘江政府委員 水戸の誤爆の状況について説明せよという御質問でございしますが、まず航空機の墜落事故でございまして。これは講和発効時より四十一年度まで十六件、それから機銃弾の落下事故、これが百七十五件、それから葉きょうの落下事故が八件、それから機銃弾の誤射が十件、その他三十二件、こういう実績になっておりますが、先ほど長官がお答え申し上げましたとおり、この事故は昭和三十九年度からぐっと減りまして、平均年間三件ということになっております。

○鈴切委員 水戸の射爆場の標的を新島の端地区の標的と合わせたときの誤爆の範囲は、新島に對してはどの辺にまで及ぶかという問題です。

○鐘江政府委員 その範囲を一応落としますと、現在の新島の南端の端地区に及びますが、本村には及ばないというようなことになっております。

○鈴切委員 うそ言っちゃいけないよ。若郷村から海域を経て式根島にまで及ぶ、その誤爆の状況が明らかになっているじゃないですか。要するに、誤爆がすっぱりと新島を包んで、そしてなお多く海域にまで及ぶというのに、あなたは本村のほうには及ばないとは何事ですか。

○鐘江政府委員 ただいま私も米側と折衝しておりますのは、標的の位置を端地区よりさらに海上三百メートルの南のほうにある早島に設置しようというところで話し合っておるわけでございしますが、そこで標的を早島に置くということでは描きますと、先ほど申し上げたようなことになるかと思ひます。

○鈴切委員 新島の標的の三百メートル離れたところのその島から標的を合わせて、とにかく若郷村から新島をすっぱり誤爆をする、その中からまた海域を経て相当な海域にまで及ぶ誤爆が現実にあるものに対して、あなたはわずか三百メートル離れたらもう本村に届かないと言ふ。その論点に

ついて、あなたは新島へ行つて実際に見てこれからの問題ですか。

○鐘江政府委員 私はまだ一度も新島には参っておりませんが、問題は、ジェット機の進入方向が……

○鈴切委員 進入方向をびたり合わせて。○鐘江政府委員 と申しますのは、現在日米間で話し合っております内容といたしましては、式根島の上空は避ける、すなわち、南のほうから早島のほうへ向かつて進入するというようなことを考へておるわけでございまして。したがって、いま先生の、水戸の場合における事故の範囲、これを新島に落とした場合のすっぱり入るといふ御想定は、進入方向の角度によりまして違つてくるのではないかと考へます。

○鈴切委員 あなたは、これをよく見てから言うてくだされよ。あなたの言ったとおり、標的のところにびたつと合わせてどこまで及ぶかということについては、こちらはちゃんと調べてきてある。この上の若郷村から下はここまで及ぶということになっておるのですよ。長官、その点どうですか。

○増田国務大臣 具体的にはよくわかりませんが、いま部長も自分で行ってみたことはいないと申しておりますけれども、部長、長官の部下はたくさん行つて非常によく見てあるのでもございまして。

○鈴切委員 それじゃ、そのよく見てきた人に対して説明させてください。

○小幡政府委員 現在ここには来ておりませんが、先ほど来申し上げておりますように……（呼んだらいいじゃないか）「問題だよ」と呼ぶ者あり。○増田国務大臣 いま、行った者を呼びますから、しばらくお待ち願ひたいと思ひます。それから施設庁長官や部長の言っていることは、やはり部下を派遣して研究した結果と、それから私が指示しておる点もございまして。というのは、式根島を避けて、その南のほうで東西にこう来る場合に、どんなロケットを發射して相手

方の飛行機を落とすとか、それから爆弾のほうは、式根島というの、新島がこうありまして、式根島がこうあります。それから南のほうへ向かってやるのですから、式根島とはちよつと関係ないのでございます。そこで東西でぶつかったときに式根島に關係があるかどうかということが鈴切さんの御質疑のところだと私は思います。東西で飛行機がぶつと来るときに、式根島のほうを避けて東西でやれるか、それはやはり式根島を避けたその南のほうで東から来る、西からこう来て、両方の要撃の力をためす、こういうようなことでは、政治の方針として私が言えることでございまして、また指示してあるわけでございまして。

○鈴切委員 式根島を避けても、結局標的がその場所に置かれるとすれば、式根島もそっくり要するに誤射の範囲に入るといふことだ、避けようがない。いまさら、米軍の射撃がじょうずになつたというなら話は別です。

○増田國務大臣 これは政治の方針に關することです。やはり私から申し上げますが、式根島というものは、やはり大切な日本人が八百人もおるのです。その上でいろいろな演習をされてはたまつたものじゃないのですから、そこを避けまして、ただし飛行場は新島に、もしコンセンサスが得られれば今度できるわけです。それで飛行場を飛び立つて東のほうへ行つて、ずっと東のほうからこう来て西のほうへ来るようにして、同じく新島の飛行場を飛び立つて——これはアメリカの飛行機でございしますが、飛び立つて西のほうから行つて、それから東のほうへ来る、ぶつかり合つたときに要撃能力をためすといふことは、どうしてもここでやらなければならぬといふことはないのでございまして、幾らでもそれはやれるのでございまして、また、それをやるようにわれわれは米軍に注文いたしております、われわれの大切な島民一人の命といえども地球より重い私は考へております。そういう人の上で変なことをされては困るということくらいは、私は言う勇氣と義務を持っております。

ますから、どうぞ御安心願ひたいと思います。

○鈴切委員 誤射爆といふものは、要するに間違つて投下されることを誤射爆と言ふ。標的に当たつたのは何も問題ない。いづれにしても、約二十キロから及ぶ誤射爆があつたという事実に基づいて私は言っているのです。そうすれば式根島も当然誤射爆の場所にならないとも限らない、本村においては当然その誤射爆の範囲内に入るわけですよ。それについて、いまこちらの方は、まきり反対の、ごく一部分で絶対に安全です、そういうような話をされたところに私は問題があると思ふのです。

○小幡政府委員 これは実は鈴切先生にまだ具体案をお示ししていないのですから、いろいろ御心配があると思いますが、私のほうで考へておりますのは、結局進入方向が式根島のほうを向いております。それは、ちよつとした誤射で二十キロもありました。ただ、そこを避けてこういうふうな円周をとれば、これは左右に対する誤射の可能性は若干ございまして、二十キロという誤射は水戸でも生じておりません。したがつて、その円周上の飛行機の進入方向等も全部示した演習、訓練のやり方を、具体的にきまつたのをお見せすれば御納得いただけるのではないかと申すのです。が、現在、さらに私のほうも万全を期するために、自衛隊の飛行機を飛ばしまして、その演習をやつてきております。したがつて、この点は、私のほうはただいま施設部長が申しましたとおり、水戸のような何十キロというやつは、これは進入方向には誤射爆のあれがあると思ひますが、横のほうにはわりあい誤射の範囲は狭うございまして、そういうことを施設部長は申し上げたものとして御了解願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 あなたはそういうにおつちやつて、現実にあなただけの言われるような飛行方向からこのように入り込む。完全に式根島にも被害が及んでゐるのです。誤射爆といふのは、間違つて爆弾を落とすことなんだ。だからどういふように落ちてゐるかわからない。ただ水戸の射撃場におい

ての誤射爆の状況を、あなたの言われる飛行方面から推したときに、すでに式根島にもこうやつて現実に落ちてゐる。なお、このデータについては、おそろく未確認のものが数倍に及ぶのではないかと専門家が言っているくらいです。ですから、現実の確認できたものであらうなんでしょうから、確認のできないものでしたら、それこそたいへんだと思ふ。その点。

○小幡政府委員 事故の件数は先ほど施設部長が申し上げたとおりでございまして。水戸のほうでは、当初相当事故があるといふことで移転しようといふ話でやつたのですが、新島にきまつたあとは、これは新聞等にも書いておりますが、非常に内輪な数字しか水戸のほうは出しておりません。これは正直な数字だといふので、移転がきまつてから水戸のほうの発展を合わせますと、大体施設部長が申し上げた数字と同じでございまして、したがつて、決してこれに数倍する隠れたものがあるといふわけじゃございません。当初は、たとえばジープの事故まで入つておつたのですけれども、新島に移るといふことがきまつてからは、水戸では、あまりそういう不自然な事故まで計算に入れて大きく言つては、よそに移らぬといふ反省が水戸にありまして、その辺から地元でも正直な数字が出ております。その点ひとつ御了解願ひたい。

○鈴切委員 要するに、防衛庁のほうの間違つた判断によつて新島を射撃場にするといふ考え方、これは非常に私は危険だと思つてゐます。少なくとも人命の問題である以上、この問題は最も大切な問題じゃないかと思ふ。それに対して、いまここにおられる多くの方々は、一度も新島に行つてその状態も調べていない。その状況においてそういう問題を判断されたといふことはいかにも怠慢だと思ふのですが、その点いかがですか。

○小幡政府委員 私も機会を得れば行くべきだと思ひますが、私のほうの役所では、先ほど来問題になつております射撃場の設置のときにずいぶん苦勞いたしました、私は行つておりませんが、部

下はほとんど行つて、折衝に当たる関係者は、現地で一月も二月もずいぶん苦勞しております。全部行つております。

さらに問題は、飛行機からの問題でございまして、航空自衛隊の飛行機を飛ばしまして、実際はその飛行機のパイロットの判断というものが非常に重要なものでありまして、われわれが地元に行きまして、飛行機のパイロットの判断は、これはどういふ言ひましてもしかたのないものでございまして。だから地上につきましては、そういう試射場設置のときの知識をもとにいたしまして、それから実際の訓練がどうなるかといふことにつきましては、航空自衛隊のパイロットを飛ばしまして——米軍も飛んでおります。そういう両方から詰めた結論に基づきまして何とか妥当な案を出したい。いま先生がおつちやつた進入方向、これは非常に重要でありますから、水面制限区域などにつきましては、われわれは最後までその点は米側にもたすべきはたしまして遺憾なきを期したいつもりで、時間がかかつておる原因はそこにもあるわけでございまして。

○鈴切委員 とにかく行つた方からよく説明してもらつたといふことにしなければならぬ。射撃場としたときの島の制限水域の設定はどのようになるのですか。

○小幡政府委員 先ほど来申し上げておりますように、大体のことを申し上げますと、端端地区を含めまして、端端、早島あたりが中心になりまして、東西に矩形の面積になつておりましたが、まだその何マイル何マイルというような縦横の關係は、いま少しく申しかねます。

○鈴切委員 制限水域がはつきりしなくてそういう点についてのいろいろな問題はやはり論ずることとはできないと思つてゐます。当然もう制限水域という点についてはお考へになつておると思ひますので、この点についてお伺ひしたい。

○小幡政府委員 正直言ひますと、大体広さはわかっております。その角度とか、そういったものはまだ発表しにくい段階でございまして、御了

解願います。

○鈴切委員 式根島、新島を含む三大漁場が射爆場移転により受ける被害について、水産庁来ておられますので、見解をお伺いしたいと思うので。

○山中政府委員 新島付近の漁業の被害というのは、まだわからない。実は制限区域もはっきりしない程度でございまして、われわれのほうにいたしましては、関係のある府県に、新島近傍で行なっている漁業ということで調べておるわけでございまして、それで申し上げますと、カツオ、マグロ漁業は四百四十九隻、そのほか、沖合い沿岸漁業は二百十二隻、沖合い底びき網漁業十一隻、これだけでございまして。金額その他は、これではちよつと推定いたしかねます。ただし、ここでもれます額は、水戸の近傍でとれます額の数十倍であるというところは言えると思います。

○鈴切委員 特に東京都のこの大きな都市部を控えて、水産資源で最も大切な場所はこの伊豆七島ではないかと思うわけです。それについて、もしこれが射爆場になって水域制限を加えられるような場合におけるところの水産庁としての見解を……

○山中政府委員 水産の立場からは、この場所は適当ではないと考えます。

○鈴切委員 新島は伊豆七島国立公園に指定されておりますが、ここを射爆場にするということについて厚生省としての御見解をお聞きしたいと思ひます。

なお、自然公園法によるとこの問題並びに第十一条の指定の解除及び区域の変更についての厚生省の見解。

○大崎政府委員 自然公園法におきましては、自然の保護と利用をはかるのがその目的でございまして、その目的とこの射爆場の設置というのは異質なものでございまして。しかしながら、自然公園法の三条にも書いてございまして、自然公園法の適用にあたりましては、「国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない」と

いう法規がございまして。現在のところ、私どもは防衛庁における具体的な計画を承知いたしておりません。したがって、これは御計画が具体的になることによつて御協議があるものと思つておりますが、その御協議がある場合に十分御協議をしていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

なお、射爆場を設置した場合の指定の解除、区域の変更、こういうようなことでございまして、これも具体的にこの地点をどうするかというふうなことがわかりませんと、私どももいたしまして、まだそれを申し上げる段階ではないわけでありまして。なお、この指定の解除とか区域の変更につきましては、自然公園審議会の答申が必要でございまして、そういうふうな事態になりますれば、審議会のほうにも十分御意見を聞きたい、こういうふうな考えでおります。

○鈴切委員 近ごろ世間では、よく基地つき返還という言葉を耳にしますが、厚生省はどうですか、射爆場つき国立公園ということでは考えられるかどうか、その点について。

○大崎政府委員 国立公園の中に射爆場があるというところは、先ほど申し上げましたように、自然公園法から考えますと異質なものではございまして、その他の公益の要請というものがあれば、それとの調整をはかつてということだと思ひます。なお、具体的な計画を私どもよく承知いたしたた既におきまして十分考慮したい、こういうふうな考えです。

○鈴切委員 たしか新聞では六十万坪が必要であらうというふうな言われておるわけですね。あと三十万坪、全部で六十万坪ですね。三十万坪あと必要であらうという土地交渉に対する対象の地主の軒数、なお、白馬層地域は日本でも唯一の勝景と学問的価値を有し、国の特別保護地区に指定されておるわけでありまして。また、抗火石は村民の重要な生活資源となつておるが、射爆場になれば生活権を奪われてしまふ、そういうことになるではないかと心配するわけですが、いかがですか。

○小幡政府委員 必要な土地は、大体のところは水戸の六分の一程度というところは考えておりますが、具体的にまだ確定しておりませんので、地主が何名ということまではお答えいたしかねます。

それから、抗火石とかいろいろな問題のことはよく承知しております。何とかそういうものは演習場をつくります過程におきまして皆さんの御了解を得られるような方法で適当な補償やその他の手段によりまして御納得を得て、演習場の工事に支障のないように努力したい、こういうふうな考えでおります。

○鈴切委員 射爆に伴い海空の航路並びに空路に對して予定変更を余儀なくされるであらうと思はれるわけですが、運輸省の立場からのその点についての見解を……

○松本説明員 新島の射爆場につきましては、運輸省といたしましては、まだ防衛施設庁の計画が固まつておらないと聞いております。したがって、運輸省といたしましては、これら航空路に對しましてどの程度の影響があるかということでは、現段階ではまだ申し上げることはできない状態でございます。

○鈴切委員 こういうふうないろいろな重要な問題をかかえているわけです。また、有線方式を全廃して無線方式を採用している島において、飛行機による通信並びに電波の障害発生が当然ここに予期されるわけですが、その点についての郵政省の見解。

○左藤説明員 新島への無線通信回線は、ただいま大島―新島間は二百五十メガサイクル帯の多重無線電話をセツトいたしております。無線通信回線につきましては、演習によりまして電波障害はほとんどないと思ひますが、ただテレビを受信いたします場合に、航空機によりまして画像がゆらぐ、二重の像が映るといふような心配は非常に隣間的であり、またごく短かい時間ではあらうと思ひますが、若干そういう障害が生ずるのじやないかと考えております。

○鈴切委員 水戸の射爆場では、F105が土曜日、日曜日を除いて三、四機、四時間ないし五時間連続して射爆を行なつておるが、騒音の最高をマークされたデータがありますか。

○小幡政府委員 ただいま手元に資料を持っておりませんが、おそらく百ホン以上の騒音をマークしておることはあると思ひます。

○鈴切委員 私の調査では百三十五ホンというのをはわかつておるわけですが、その百三十五ホンによるところの人体への影響について……

○小幡政府委員 人身に及ぼす騒音の影響につきましては、施設庁として昭和三十六年度から板付の關係の九州大学にその及ぼす影響について調査を依頼中ではございますが、現在まだ結論を得ておりません。

○鈴切委員 百五ホンはガード下の騒音であることを考えて、百三十五ホンというものは、これは人体に及ぼす影響というものは大きいと思つておるわけですが、水戸の射爆場のある婦人が言つていたことばであります、子供が飛行機が来ると発作的に起き上がる、そういう状態にある。そしてその婦人が非常に心配していることは、将来の子はまともな状態で成長してくるであらうか、そのように心配した切実な声を私は聞いておるわけですが、そういう点において、射爆場というものは百三十五ホンからの騒音を出すことについて、非常に私は問題であると思つておるわけですが、その点についてお伺いします。

○小幡政府委員 私は、その百三十五ホンがどういふ内容であつたか、ちよつと手元に資料がありませんが、通常八十ホン以上だと思つております。といひますのは、防音工事をやつておりますので、大体その見当で、水戸も昨年来法律に基づきまして防音工事をやつております。片や新島のほうは、これは海面でございまして、いま演習場を予定しております範囲のところから新島の住宅地までは少なくとも四キロ以上はあると見ております。式根のほう騒音があると思ひます。これは先生よく御承知のとおり、式根のほうはおそらく百数十ホンはないだらうと想定いたしますが、

低い海面でございますから、相当音が分散いたしますし、低空から入ってくる場合は海面でございますから、ほとんど影響がない。私は、そこそこ新島の一つの例になっておるわけですが、この点は、水戸よりはだいぶ騒音は減るというふうに考えております。

○鈴切委員 次に、防衛施設周辺の整備等に関する法律第一条に「損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する」とあるが、防衛施設庁の損失の補償という考え方についての見解を伺いたい。

○小幡政府委員 この法律は昨年通ったのでありますが、この法律を通していただく際の主たる目的は、むしろこの射撃場のようなところに重点を置きたいというのが主であります。したがって、法律に書いてありますとおり、訓練によって直接与えた被害を救済するのにももちろんでございますが、そういうもののみならず、その演習場があることによって、直接因果関係はありませんけれども、何かと御迷惑をかけておるということに對しまして、あるいは漁業施設とか、あるいは農業の共同施設とか、あるいは観光の施設、あるいは、新島でいえば離島振興施策にもございますような問題を、十分私はこの法律でカバーできるのじゃないかと思っております。そういうものを加えまして、できるだけこの法律の運用を一〇〇％にして、努力したいと思っております。

○鈴切委員 その損失の補償という問題について私は私なりの意見があるわけですが、それは、実は、東京湾の埋め立ての漁業補償は、昭和三十七年の十二月に行なわれました。これはあなたとあまり関係がないのですが、埋め立てにより漁業ができなくなった補償の対象は、世帯数が約三千六百六、平均世帯の補償額が九百十五万四千四百一円。少ないところは四、五百万から多いところは二千万円以上という補償が出ました。しかし、五年たった今日、この人たちの生活が安定し、福祉が向上したかというと、全く反対であります。まず第一に、持ちつけない金を持ったとい

うこと、そうして生活の基盤を失われたということ、そのために町のやみ金融が補償を目当てにしてなだれ込み、また、ばく徒が善良な都民のふところから完全に金を吸い上げてしまった、また、転業した者の多くの中には、なれない商売でついに失敗をしてしまった、悪徳不動産屋が跳梁して、そうして金の大部分を巻き上げていった、また、思わぬ税金がかけられた、酒と女という、そういうほうに補償の金は全部使果たされているという現実、そうしていま現在、何千万の補償をもらったその人たちが、五年たった今日、生活保護を受けておるといふ羽目におちいつているのも、私は何人か知っているわけでありまして、それを考えても、長い間つちかわれた生活の基盤を失うということは、いまあなたが言っているような、そんな安易な補償の考え方と違ふということ、私は知っていたかと思っております。そういう現実の問題が、施設庁として当然今後もいろいろ補償の問題が起るであろう。また今日までその補償をされてきたものもあるでしょうが、それについて、補償されたその後の地域住民の生活についてマークされているかどうか、それについて伺いたい。

○小幡政府委員 施設庁でやっております補償には金銭補償もございまして、それから実態は、施設をつくって地元へ寄付をするというふうなものもございまして、金銭補償のほうは、これはどちらかといいますと、土地の買収とか漁業補償とかいうものでございまして、多くは防災、防音の工事でございます。これは一例を申し上げます、たとえば水戸で漁業組合に補償しておりますが、水戸の漁業組合は、たゞいま先生がおっしゃったことと反対に、非常によく補償金をアールいたしました。自分の船を建造して沖へ行くというふうに、漁業改善事業に非常に関与しております。そういう例もございまして、先生のおっしゃった例も私はないとは申しません。しかし、そういう顕著に生活の向上をはかっておる例も多々ございまして、新島では、なるべくそういうふうにあとに残るよ

うな形でわれわれも施策を検討し、勧誘し、研究をしてみようというふうにして、補償金を使いたいと考えております。

○鈴切委員 現在、端端地区のミサイル射撃場の道路拡幅について賛成しなかった十二軒の人たちから、土地の返還の訴訟が出ているわけですが、第一審の結果はどうなりましたか。

○鐘江政府委員 先生の御質問の趣旨は、道路関係についての第一審の判決ということだと思えますが、結論から申しますと、五名分については、道路地区の所有権は確認するという判決に相なっております。

○鈴切委員 第一審では、国に對して返還せよという判決が出たのですか。

○鐘江政府委員 第一審で敗訴いたしましたので、いま村と共同被告の形になっておりますので、昭和四十一年三月控訴いたしました。

○鈴切委員 少なくとも、第一審で国に對して返還せよという判決がおりたということは、国がミサイル射撃場設置には明らかに地域住民の納得と協力が得られないのに、強引過ぎるほどの行動に出たのではないかと、そのように思うわけですが、さうではあるまいか、そのように思うわけですが、その点。

○小幡政府委員 試験場をつくります場合に、私は詳しくは知りませんが、あのときは相当タイムリミットがあったようございまして、いろいろ今日から見ますと、若干無理な点もあったかと思えます。しかしながら、水戸の場合は現在射場がございまして、たとえば、来年の四月までに移転しなければいかぬというようなりミットはないわけでございます。したがって、じっくり話し合う期間がございまして、今度はひとつ慎重に話してまいりたいと思っております。

○鈴切委員 それでは、射撃場にしたところの端端地区のミサイル射撃場はどのようにされるつもりですか。

○小幡政府委員 これもいま検討中ですが、私の

ほうとしましては、せっかくあれはあれでつくった射場でございまして、何とか多少手を加えて而立するような方向へいきたい、土木的にはそういう見通しを持っておるわけでございますが、なお検討の段階でございまして。

○鈴切委員 ミサイルの射撃場を併設するという考え方は、ちょっと私はしろうとであるのでよくわかりません。ミサイル射撃は、年に何回かしかならわれないから、その間射撃を行なわないというなら話はわかるわけですが、射撃場の中にミサイル射撃場の存在というものは、ちょっと考えられないわけですが、その点について。

○鐘江政府委員 ミサイルの試験につきましては、いままでの実績によりまして、年間一回、約一週間程度使用することになっております。

○鈴切委員 あのミサイル射撃場は、防衛庁が現在使用している以外に、科学技術庁が使用した事実がありますか。何回使用して、そしてどういう状態であったか、お聞きしたい。

○鈴木(昇)政府委員 お答え申し上げます。科学技術庁は昭和三十八年から三十九年、四十年、この三カ年間に新島の試験場の射場を使用いたしております。使用の回数は、昭和三十八年は八月に五日間、三十九年に十日間、四十年に三十日間、十一月に使用いたしております。それぞれ四基ないし七基のロケットの打ち上げをやっております。

○鈴切委員 この射撃場の問題につきましては、もうすでに長官も御承知のとおりと思いますが、東京都議会で、射撃場の軍事基地化に対する全員一致の反対の意見書も採択されております。また、その近隣の神奈川、静岡の県議会においても、伊豆七島は全島あげての反対を承知の上で、そのこともお考えになっておるわけですか。

○増田国務大臣 新聞等によりまして、鈴切委員御指摘の東京都議会において反対の決議があったということは承知いたしております。それから、島民のコンセンサスをなかなか得たいということも承知いたしております。ただししかしながら、何と

申しまして、水戸の射爆場をどこかへ移したい、これはもう相当の被害も考えられますし、広大な面積でもございますし、周辺住民の関係もございまして、東海村の原子力研究所の関係もございまして、何としてもどこかへ移したい。そこで、同じ日本国の中でどこか協力してくださらないと、水戸の射爆場は移り得ないわけでございますから、どこかへぜひとも移すというところにつきましては、それはけっこうだということはおっしゃってあります。おれのおへ来るということについては、みんな困るとおっしゃっているのは、どうも事柄が解決できません。やはり射爆場ということは必要でございますし、いたしますから、ぜひともコンセンサスを得まして、来られるほうでは、これは迷惑なことは鈴切さんの御指摘のとおりで、私はよくわかります。わかりませんが、そのところを何とか御協力を願ひまして、そして被害を最小限度にとどめ、危険は絶対ないようにはからいまして、補償等も、もし補償が出た場合にはかえって困るというお話ではございますが、これは文教の問題でありまして、せつかく大きな金が入ったならば、賭博で使わないと承知できないなんというところでなしに、やっぱり文教関係一般として、国會議員は与党、野党を問わず、国民を一面において幸福できるように指導する責任もあるわけでございますから、お金等が入った場合には貯蓄のほうに向けていって、そして有効に使っていくというような御指導も、ひとつ鈴切さんのほうからも御協力を得たい。何と申しまして、水戸射爆場は困るけれども、受け入れるほうは絶対困るというのでは、これはものごとは絶対解決いたしませんから、そこで苦慮いたしております。あらゆることにつきまして私は努力をいたしますが、どこかで候補地を得たいものである。それににつきまして、大体われわれが見当をつけておるのは、少し新聞に早く出過ぎましたけれども、そういう点で感情を害するとうような点もあると思います。いろいろ御指摘の点は非常に私にはわかるのでござ

いまして、ごもっともだと思われる点が多々ございます。でございますが、出るほうは出ていくてくれ、受け入れるほうは、日本全体が困るでは非常にならざるがままから、何とか鈴切さんの御協力をいたしたい、こう考えておる次第でございます。

○鈴切委員 私に御協力をという話であります。それよりも私は、基地を、射爆場をなくしていくというほうについて、防衛庁長官に御協力を願いたいと思うのです。私はイデオロギーからの基地反対という立場でなくして、地域住民の福祉向上と民生の安定を著しく阻害するばかりでなく、人心に不安と混乱を増大し、産業経済にもきわめて重大な影響をもたらす結果となることの射爆場は、憲法第十一条、第十三条に抵触するのではないかと、私はそのように思うのですが、いかがですか。

○増田国務大臣 御指摘の点は、公共の福祉ということだと思ひますが、公共の福祉を害しないように一生懸命にあらゆる条件について努力をいたしまして、そして射爆場を設けたい、こういうわけでございます。

それから一般論として、基地には鈴切さんは反対ではないけれども、この問題は反対であるというところもよくわかります。しかし、一般論としてならば、最初駐留軍といった時代には四億坪の基地がありましたが、漸次減らしてもらいまして、いまは全国で一億坪でございます。すなわち、四分の一になっておるといふのは、四分の三は政府の努力によって減らしてもらったのであるということも、これまた御理解を願いたい次第でございます。ちなみに、鈴切さんも御承知でございますが、自衛隊の基地は全国で二億坪でございます。合計三億坪でございます。昔よりもはるかに少なくなつておるが、基地は漸次整理すべきものは整理していったほうがよいという一般論の御方針については、私は賛成でございます。

○鈴切委員 私は、基地に対して反対でないとは言っておりません。この場所においては反対だ、

私はそんな小さい観点からものを論じているのではないのです。むしろ私は、基地悪というふうに感じておるわけです。ですから、防衛庁長官は、基地というものについて私に協力を求めるのでなくして、むしろあなたの方がアメリカのほうに交渉をして、水戸の射爆場も新島の射爆場もよすべきである、私はそのように思うわけです。

なお、離島振興法というものもあることは知つてのとおりであります。離島振興というものは、遠隔地であり、恵まれない人をより以上経済的にも応援するという精神ではないかと思う。その離島振興法にも反するような、その基地基地の問題に對してはどうしても賛成できたいものがあると思ふのですが、なお、伊豆七島ほどの島も、港湾の問題につきましては、一つは宿命的な問題を持つております。そして島の人は、港湾ができればという一つの願いを託しておるわけであり

ますが、かの新島においても、かつてミサイル射撃場を受け入れるという条件に、港湾を整備するという条件が入つて、整備されたわけですが、現在はずでもうあなたたちが手をかけられたその堤防が使用できないという現実になっているわけですが、その点について御承知であるか、そして今後どのようにされるか、このことについてお伺いしたい。

○鎌江政府委員 ミサイル射撃場の設置の際に、地元の条件をいたしまして、黒根港の突堤を延長してもらいたいという強い要望がございまして、この港の位置は、地形、気象、それから海流等のいろいろな条件から、工事が非常に困難であるというところは、当初より予想されておつたわけでございますが、地元の強い御要望をいれまして、東京の当初設計を補強するというような設計で実施した次第でございます。当時工事に手落ちはなかつたわけでございますが、その後の維持、管理が思うようにいってないようでございます。砂の流入のために港が狭くなつていっているというきましても、流れ込んでくる砂をときおりしゅん

せつしておるということは、承知しております。○鈴切委員 維持管理という問題とは、ぼくは別だと思ふのです。あの場所は、要するに多くの砂が、西風が吹けば移動をするという問題があるわけですが、それについて、せつかく五十メートル皆さんのほうで出していただいた、それにもう少しくふうをこらせば、何とか砂のほうも――砂防堤というものをその前に敷設するとかという親切があつてしかるべきじゃないかと私は思ふ。少なくとも防衛庁の人たちが五十メートルの堤防をつくるときは、専門家が入つて調査したと私は思ふわけですが、その点について防衛庁としてはどういうお考えですか。

○小幡政府委員 当該案件につきましては、御指摘のとおり、当時としては学者の意見も聞き、専門家の意見も徴しまして、つくつたわけでございます。結果におきまして、御指摘のような砂の問題が起りました。われわれとしましては、当時からいまだいふ建築の道具のほうも進んでおりますので、さらにこまかい海流等も調査いたしまして、何とかひとつ、今度の問題を契機に、さらにその砂が永久にこないような方策を検討したいと思つております。

○鈴切委員 最後のほうになつてくるのですが、時間もだいぶ押し詰まつて首相も来られる時間に近くなつてまいりましたから、地元の反対があつて了承が得られない場合は、長官は強行するつもりですか、あるいは土地収用法にかけるか、強権発動するか、あるいはもう一度考え直してみるか、その点についてお伺いしたいと思ふのであります。

○増田国務大臣 いままで私の答弁、施設庁長官の答弁、施設部長の答弁にございまして、あらゆる島民の御希望なりいろいろなことをいれまして、生活の向上、福祉の貢献に相なるような環境におきまして初めて射爆場を設定し、これを維持するつもりでございます。したがしまして、同意が得られない場合、コンセンサスが得られない場合は、強行する意思はございません。

○鈴切委員 ミサイル射撃場が島に決定したときに、賛否両論が家庭内にまで持ち込まれ、平和であった島が、そのことで離婚まで発展した家庭もあります。いまなお家庭内にくすぶった空気があるわけですが、そのことに対して長官はどのように思われますか。

○増田国務大臣 ミサイル基地をつくったときのことは詳細に存じておりませんが、おそらく各家庭家庭によって反対、賛成、それから同じ家庭内等におきましても紛争もあったでございましょうが、今回におきましては、各家庭家庭におきまして同意が得られるように極力努力をし、条件をつくりまします。そういったしまして、島民各位の御賛同のもとに射撃場を設置し、これを維持していきたい、こう考えている次第であります。

○鈴切委員 私の計算からいきますと、あそこには射撃場がございというところは、全島離島という、そういう問題にまで発展するようになる。そのように私は調査もしてまいりました。そういう点も考えまして、最後に長官にお伺いしたいわけですが、新島の射撃場問題を取り上げて、いま私が話をしただけでも、ずいぶん問題があるわけですね。まず、伊豆七島の島民の生活の問題もあるわけです。新島だけの問題ではないわけですね。その点、また、島民の唯一の生活のよりどころであるところの漁業の問題もあります。また観光客相手の財源確保、空路、水路の大幅の変更、通信、放送、電波障害等、また離島振興法の精神にも基づいて、ますますあたたかい姿勢をとらなければならぬと思うわけですが、最後に長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣 射撃場をつくる場合におきまして、いま運輸省からもお答えがございましたが、まだ研究中だという点もございまして、また、水産庁からもお答えがございました。そこで、あらゆるマインスの条件等はないように努力をいたしたい。それから空路、水路等は、大体においてこれはないのでございまして、新しくあなたのおつ

しやるような港をつくって差し上げるといふようなことになりますと、福祉に貢献するわけでございます。新島の島民の非常にお役に立つわけでありまします。そういうふうな喜ばれる環境をつくりまして後に、御同意を得て新島射撃場を設定し、これを維持したい、こういうわけでございます。でありますから、あなたは非常によく御勉強で、私は心から感心いたしております。そういうふうな、東京都の議会の諸君も新島へ行って、やたらにあんな反対決議をしないで、非常に研究した結果、これはうまくない、これはいいというふうな各種の条件をあなたのように提起されるのでした。なつてから都議会で決議があったというふうなことで、私はそういうふうなことから考えましても、政治家として考えるのですが、ちょっとやはりもう少し鈴切さんのように研究してからやっていただきたい、こう思う次第でございます。

そうしてもう一つつけ加えます。それは茨城県知事は、県民を代表して、切に水戸の射撃場が移転することを期待いたしております。期待いたしておりますから、協力方をこちらからも頼んでおるわけでございます。新島の方が離島するなんということがないように自分はその自信があるというところ、茨城県知事はおっしゃっているくから、美濃部知事も、東京都議会も、ぜひ前向きで御協力を願いたいということが、私の結びでございます。

○鈴切委員 藤井施設調査官が出席されておりますから別にお伺いしたいわけですが、要するに、いまの水戸の射撃場の誤射爆というのがあった。そう誤射爆の状況を、いわゆる防衛庁は大体計画されていられるところの飛行機の進行方向からその標的を合わせたときに、誤射爆がどの範囲まで達するかということについて、施設部長にお聞きしましたけれども、とんちんかんの説明をされたわけですね。ですから、藤井施設調査官に、現地に行って実際に調査したあなたに、そのことを

お聞きしたいと思ひます。

○藤井説明員 お答えいたします。先ほど先生がお示しになりました誤射下の状況をプロットされた図面でございますが、あれはおそらく昭和二十年以降の事故がプロットされたものと考へられます。水戸につきましては、昭和三十五、六年だと思ひますが、進入方向、それから標的の位置、その他の演習の方法等につきまして米軍と調整した結果、誤射下のないようになっている米軍と折衝してまいりました結果、それが改められまして、三十六、七年以降は、先ほど施設部長から御説明申し上げましたとおり、事故が年間二、三件という、非常に率が低下しております。したがって、二十二年当時行ないましたこの射撃場の射撃の事故と現在の事故とは、もう全然性格の違うものでございます。したがって、三十六、七年以降の事故をプロットいたしますと、それを島の上に持てきますと、まず現在ののは端端地区、あすに限定されることになりまします。それから、新島にも射撃場を設置した場合に、現在これは検討中でございますが、進入方向、これは一方通行というところになるかと思ひますけれども、そういう関係、それから新島本村との間に二百数十メートルの高い山がございまして、こういって山にさきぎられるというのが第二点、それから第三点は、退避方向も海のほうに向かつて退避する、そういういろいろ誤射下の事故のないように検討してまいっておりますので、まず事故は皆無じゃないか、かように私は考へております。

○鈴切委員 私は、いまのあなたのおっしゃったことに対しては、どうも納得がいかないのです。いずれにしても誤射爆をしたということについては、事実上、事実なんです。あつたんです。ですから、誤射爆がないというなら、それは話は別ですが、現実には、いわゆる全島をおおうだけの誤射爆の事実があつたということについては、あなたも昭和三十六年とか三十八年、三十九年にきめないうで、全体的な誤射爆のあつた事実に対しては、あなたは肯定されますか。

○藤井説明員 二十年当時の演習の方法なり進入方向、こういふものと現在やっております方法とは異なっておりますので、それを一緒に計算すると申しますか、プロットするということは、不適当じゃないか、かように私は考へます。

○鈴切委員 標的については、標的を一つの接点として考へた場合にそういう状態が起きたというのですから、あなたがそれに對しては不適当だということ、私は考へられないと思ひます。いづれにしても、現実の問題として米軍が誤射爆をしたという事実について、しかもそれがわかつただけですら、そうやってすでにきめられていた問題でありますけれども、わからなくて誤射爆をしたのもあります。また、実際にそれが探知できなかったというの、また数倍に及ぶと専門家が言っているのですから、そういう点については、実際に二十年から今日の間にあつたということは事実だ。あとで、もしあなたがうそだと言ふならば、私はその資料をお見せしてもいい。全島をおおいかぶる、なお水域の海面にまで及ぶという事実について、あなたはもう少し研究をされるべきだ、私はそう思ひます。

○伊藤（憲）委員 関連しまして質問いたします。パイロットのほうであります、実はただいまもパイロットが非常に少ない。またパイロットが一人前になつたときにおいても、民間からの引き抜き等があつていろいろ困つてゐる、こういう問題を私は現場で聞いてまいりました。その点について、御見解を伺いたいと思ひます。

○増田国務大臣 パイロットを養成いたしまして、民間から希望されて引き抜かれるという点がございまして、それから民間の給与と自衛隊の給与とでは格段の相違があるわけでございます。そういう点につきまして、パイロットはもちろん危険手当その他もございまして、訓練その他は猛訓練をいたしておりますから、名パイロットができるわけでございます。その名パイロットが民間に引き抜かれるということは、自衛隊として

は損害でございますが、一面、また日本全体として考えますと、そういうパイロットに命を託するということは、これは非常に安心感が出るということでございます。それから運輸省から御依頼を受けましてパイロットの養成もいたしておりますが、自衛官としてパイロットを養成した場合に、なるべく自衛官にとどまるように、処遇の改善その他につきましても、御指摘のとおり研究してみたいと考えておるわけでございます。なるべく運輸省のほうから御委託を受けた線だけでこちらで練成をして差し上げる、こういうことにしたいと考えてございます。

○伊藤（惣）委員 もう一つは、医官の問題であります。医官の充足率について伺います。

○増田国務大臣 御指摘のとおり、医官の充足率は非常に悪いのでございまして、これは私も赴任以来非常に心配をいたしております。三〇〇ちょっと上回っただけである、こういうことでございまして。これはやはりお医者さまの、何といひますか、所得条件その他が、町のお医者さんになるとかその他の関係のほうで、自衛官としての医務官になるよりはるかによろしいというようなことが、原因であらうかと私は考えております。そこで、せっかく医師になりまして、自衛隊を志して自衛隊に入りまして、そうして給与条件が非常に悪い、つまり比較の問題もございまして、比較的悪いというようなことが、充足率が一番悪い原因であるとは考えております。そこで、医官に対する何か名譽とかその他の関係をもつて補うとか、その他あらゆる勤務条件について考究することを、衛生局長にも嚴重に指令をいたしておる次第でございます。

○伊藤（惣）委員 総理が参ったようでありますから簡単に申し上げますが、処遇の問題については、全体の予算の中でも、今回の三次防の中にいたしまして、非常に少ないと思ひます。そういう点については、整備を近代化する、またその近代化する以前に、やはり処遇の問題も検討し、そうして技術者が、また整備員が、安心して従事できる

ようにすべきだと私は思ひますが、長官のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○増田国務大臣 伊藤さんの御指摘の点は、まことにございまして、御指摘の線とおりに待遇等を改善いたしまして、充足率の向上をはかり、そうして自衛隊の医務行政、衛生関係の向上をはかりたい、こう考えておる次第でございます。

○關谷委員長 これから佐藤内閣総理大臣に対する質疑に入りますが、時間の都合上、質疑時間を、社会党委員については大体五十分、民社党及び公明党委員については、大体各二十分程度にお願いをいたします。山内広君。

○山内委員 総理は韓国の大統領の式典においてになりました。国会開会中でありまして、これは取りやむべきであるという党内にもずいぶん強い意見もありましたけれども、式典ということでは党内をまとめておいでになったわけですから、どうも結果的に見るというところ、式典ばかりでなく、政治的にもいろいろな交渉を重ねられた事実が新聞にも報道されておりますので、特に、お帰りになつてこれが国会での最初のあなたのそういう点についての発表の機会と思ひますので、その点について最初に御聞きしておきたいと思ひます。式典のことは別にお聞きすることはないのでありますが、おいでになつて持たれた四カ国会谈なるものの内容は、一体どういふものであり、どういふ経過でそういうものが持たれたのか。新聞の報道では、そういう計画はないにもかかわらず、おいでになる直前にきまつたという報道もあつたので、明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私も、総理であり、政治家でございます。したがいまして、ただいまのようになつて六代目の大統領就任式に参列すること自身、もうすでに政治的な行動だと言われてもしかたないような問題でございます。私が出かけますに際しまして、そういうことで、国会開会中でありまして、実は慎重になかなかきめかねておりました。

かねてから韓国は訪問したいということをしばしば思つておりましたが、しかし、国会開会中でもありますから、行かないほうがいいんじゃないだろうか、こういうふうにも思つたわけでございまして。しかし、内々いろいろ意見をたぐつてみますと、社会党の方も、事柄が就任式じゃないかという、そういう意味で、わりに暗黙の問題ではあります。具体的にはつきりいいというわけではあります。しかし、そういうような良識的な意向も漏れ承つたのであります。私の出かけることは、これは手続から申しまして、議長、つまり国会の了解を求める、許可を求めるような事項ではございません。しかし、私は、開会中に出かけるのですから、各野党ともこれに対して積極的な反対のないこと、これはもう第一のポイントだ、かように思つて、それらの点では慎重にいろいろ当たつたわけでありまして。したがいまして、私に言われるような政治的な特別な行動をしようというのではなしに、とにかく出かけることになつた。土曜、日曜でもありますし……。そこで、出かけてみますと、それぞれ韓国の大統領あるいは総理、またちやうど出かけておりますハンフリー・アメリカ副大統領等々と、個人的にもいろいろ話をしました。いざ帰るとなると、これはやはりもう一度お別れに出かける。そのお別れに出かける時間をひとつうまうまあばいしましようというものがモーニングティー、その集まりであります。これは別にモーニングティーに顔を出しまして、その際に大統領も申しておりますが、この会合を持ったのは、皆さん方の時間をセーブする、こういう意味で実は持ったのだ。この点は申し上げるまでもないことですが、お別れにいくとなつても、順序はだれが一番先だというようなことがまず問題になるのです。これは外交官の慣例から申しまして、そういうことはやはり気をつけるべきだ。その順番をきめるというようなことは、あまりそんなことで問題を起したくない。これが一つの考え方だと思ひます。それからもう一つは、副大統領あるいは総理、そういう格の人

で出かけたのは、実は三人なんです。それで就任式場における席次等も、だいぶ向こうでくふうしたものらしいです。最後に落ちついたのが、アルファベット順で席次をきめる。そしてチャイナが一番先、その次がジャパン、それから最後がアメリカ、こうなつておるのであります。それで、この席次は、やはり晩さん会、ディナーの席上においても、そういうようにちゃんと組まれておる。したがいまして、大統領のごちそうをいただいた。そうして（山内委員「総理、時間がないから内容のことを……」式典はいいですよ」と呼ぶ）こういうことをよくお話しをしないと、おわかりにならない。そこで、台湾の國府の嚴さんがあつた、さつした、こういうことであります。別に問題はない。だから、朴大統領も、きょうはこれを催しましたが、議題というものをきめておりません。また両國間で話したいというようなことがあれば、別席を設けて用意してありますから、どうか御自由にお話しください、こういうことであります。そこで全然話がない。これはまずいことだと思つた。せっかくみんな集まつたんですから、グラスボロの経過なども詳しく聞く。さらに共通の問題として経済協力の話もある、こういうことなのであります。むしろこれは私が報告するわけじゃありませんが、個人的に会見をいたしました会合、そういうところに重点は置かれておりますが、このモーニングティーの四者の集まり、これは全然政治的な会合ではございません。その点を十分御了承いただきたい、かように思ひます。

○山内委員 モーニングティーということで、何も問題がない会談のようにあつたり片づけておられますけれども、私もどうもそういうふうにお考えのわけにはいかぬ。そこで、じゃ具体的に尋ねますけれども、一日の午後四時からハンフリー副大統領と一時間半にわたつて会談されております。いまちょっと出ましたグラスボロ会談のお話もあつたということですが、一時間半といえ

ば相当長時間ですが、その内容をもつと詳細に、

具体的に御報告いただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 その内容は詳しく申し上げません。申し上げられません。

○山内委員 それは奥さんを通していつて、お茶が済んだから行けというなら、これは奥さんに聞かせられないということもあるけれども、国会の審議の場に全然それを知らせない。私は中身までを具体的に聞いておるのではない。それは発表で済むならいいですけども、たとえば経済問題とか、いまお話のあったグラスボロ会議の内容を一体向こうはどういう御説明があったのか、そういうことくらいはお話しにならないければ、これは国会無視ですよ。答えられませんかと言つてすわるのは失礼です。

○佐藤内閣総理大臣 いや、ただいま言われるような意味ならお答えをいたします。ハンフリー副大統領と会いました当時の模様は、詳細に——詳細でもございせんが、発表のすることは新聞にすでに発表済みでございます。そういう点をここで重ねて言えというなら、これは申し上げてもよろしい。しかし、この点はすでに新聞で発表済みでございます。

○山内委員 いや、言ってください。

○佐藤内閣総理大臣 グラスボロの話、ジョンソン・コズイギン会議の模様、これを聞きました。したがって、中東問題についてももちろん言及された、かように御了解いただきます。また、アメリカがこの問題について両者で話し合ったのは、ひとり中東問題だけではありません。ベトナム問題について、核拡散防止について、さらに両国の軍縮の問題について、さらにキューバの問題についても話し合った、かように申し上げております。それらの詳細については、中身は私はこの席では申し上げられません。

○山内委員 この席で言わないという話を、どこかの席でお話しになるのですか。

○佐藤内閣総理大臣 外交上の問題でございましてから、そういう機密についての事柄は、いままでも申し上げておりません。御了承いただきたい。

○山内委員 それでは新聞に出たことで、報道されている点をこちらでお聞きしますから、肯定されるか、否定されるかわかりません。ハンフリー副大統領は、この会議で、中共はますます態度を硬化しており、グラスボロ会議とアジアの平和とは直接結びつかない点を指摘、日本が自由に主義陣営の結束に貢献してほしい旨要望したと言われているという報道があります。これはいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 そういう話は違ひます。

○山内委員 どういうふうに通うのですか。新聞は訂正されたほうがいいのです。これはきのうもなにも新聞で……。

○佐藤内閣総理大臣 中共の問題は出ておりません。

○山内委員 そうすると、この点は新聞を信ずる以外に方法はないでしょう。これは否定されるなら、そうでないと断言してお取り消しになったらいい。

○佐藤内閣総理大臣 いま申したとおり、そうではないと言つております。

○山内委員 先ほどは、グラスボロ会議というものの話があったというお話ですね。ですから、これは新聞に出ておる、ハンフリー副大統領が、この会議の結果、アジアの平和とは直接結びつかないというお話があった。そうして協力を要請された。これはどうなんですか。外交上の秘密でもないでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申ししますように、ベトナム問題に触れたと申ししたでしょう。ベトナム問題には触れております。しかし、中共問題には触れておりません。

○山内委員 いや、ベトナム問題でも、これは大に事なことで、いまエスカレートして、私も是非常にごこれでご発展する心配しているやさきなんです。もしアメリカがこういう見解を持って協力を日本に要請されたらとすれば、これはあなたとしても、日本として受けるべきか、受けられないか、強力にこれから要請された協力を進めること

が日本の平和なのか、それともこれを断わることで日本の平和か、これはこれからあした増田長官とこの点も明らかにしたいと思ひますけれども、日本の防衛の問題としては、非常にこれは大事な点なんです。ですから、あえて総理にこの点をお聞きするわけです。

○佐藤内閣総理大臣 私は、アメリカから協力を求められたわけじゃない。全然そのような協力を求めるという話はございません。いま申し上げたように、話の筋として、グラスボロの話は私が聞いた。その内容は何かというところ、先ほど申すような五つの項目で話をした、こういうことを向こうで申しております。しかし、それ以外に協力を求められたり、あるいは中共の話に触れたことは、全然ございません。それはどういふ記事でどういふふうにそれが書かれたか、私はその責任は持ちません。私が発表したところでもございせんから。

○山内委員 そうしますと、ハンフリーとあなたの会議は、新聞では、説明資料をもとに置いて相当詳細な向こう側の説明があったと書いてある。ですから、この説明資料というものはごらんになりましたか。

○佐藤内閣総理大臣 その説明資料も持っております。これもその話は違ひます。まるっきりその新聞が自分でやったような書き方をしています。これは全然違ひます。

○山内委員 これは新聞に出てくるから、それを読め、だからばくは答えない、そういう御答弁があったから、新聞を基礎にして聞いてみたわけなんです。当然のことだと思ひます。儀式においてになったのですから、韓国としては、政府は総理を歓迎されたと思ひますけれども、新聞の報ずるところによりますと、これもまたあなた否定されれば別ですけれども、路傍で市民が手を振ってくれた者もあると書いてあります。しかし、ある新聞によると、韓国の国民は非常に冷たくこれを迎えておる、こういう報道がありますが、あなたは、この韓国民のあなたへの感情をどういふふうに

お受け取りになりましたか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、椎名君とも一緒に参ったのですが、いままでにはない歓待ぶりだ、かように聞いております。私、前を知らずから、どんなだったか……。

○山内委員 歓待を受けたというのは、政府のことであつて、これは歩いて歩いて新聞記者がそういうふうに見たのですから、あなたはそういうふうな受け取り方をされたかわかりませんけれども、歓迎されなかった、招かれざる客でなかったかということをお心配する。(けちをつけるなよ)と呼ぶ者あり。それはけちをつける意味ではないのです。けちをつけるのではなくて、なぜ韓国の国民が日本の総理に対して、儀礼的にもわざわざ式典に行かれた総理をあたたく迎えるだけの雅量というか、またこれを冷たく迎えるなら、その原因がなぐち々ならぬ、これは反省しなければならぬし、今後韓国対策をお考えになる上にも、私は大事だと思ひます。というの、あの日韓条約を結ぶときの激しいいろいろな議論がありました。私もいろいろな主張をいたしました。その結果が、一年半を過ぎた今日、はたしてどうなつておるのか、そういう点を反省したときに、漁業問題も解決しない、あつちもこっちも騒いでおる。なかなか経済もうまく復興してこない。保税加工といううまい仕事に結びついて何とかもうけたいと思つた中小企業も、倒産していく。あなたは善意に韓国を援助しようとお考えになつても、その結果がちつとも実つていない。こういう点が、韓国の国民をして日本の総理を冷たく迎える原因ではないか。そうすれば、この点の反省の上で立てて総理としてお考えにならなければならぬと思ひます。そういう意味で申し上げておるのであつて、決してけちではありません。

○佐藤内閣総理大臣 山内君を連れていけなかったことは、まことに残念です。實際をごらんになると、ただいのようなことでなしに、御安心だと思ひます。ことに中学生その他の学生諸君は、盛んに手を振っております。そういう事情をよく

ごろんになると、日韓間の関係はよほど改善されておる、この実情を十分――山内君もついでにいかれなかつたのですから、御存じないで残念に思いますけれども、その点は私は申し上げたいと思ひます。いまの並んでおる連中、いわゆるおとなが、これは全部手を振っているとか、こういう状態ではございません。しかしながら、静かに私どもの車を見守っておるその姿においては、私は別に反対的なものを感じなかつた、このことだけ申し上げておきます。

○山内委員 その点は、歓迎されたとお考えになれば御満足でしょうからいいでしょうけれども、私どもとしては、いろいろな心配を将来に残しておるわけでありませう。

そこで、儀礼的なことばかりであつて、あまり立ち入った話がないようにあつて逃げたおられませうけれども、総理は一つお約束があつた。これは間違いないと思ふのですけれども、日韓の貿易関係会議ですか、八月の四日から予想されているその閣僚会議の前に、通産大臣と大蔵大臣を韓国へおやりになる。それは具体的にどういう取りきめかわかりませうけれども、そういうことで新聞は大々的に、通産大臣はもう行く用意もしておる、こういうことですが、そういうことを考えれば、あなたとの間に経済的な話か何かがないという事は、想像もできないわけですね。いま申し上げた大蔵大臣あるいは通産大臣を向こうへやるといふ、このことはどういふ根拠に立つておやりになるのですか。

○佐藤内閣総理大臣 大蔵大臣は、これは私は発言したことはございません。向こうで、通産大臣にはぜひ来てもらいたい、実情をぜひ大臣自身に見てほしい。それからもう一つは、事務当局においてその実情を見てほしい、これがいま誤解を受けている大蔵大臣というふうな事になったのじゃないかと思ひますが、事務当局、大蔵、通産それぞれ局長さん方にも実情を見てほしい、こういう話をしております。これは向こうで第二次五カ年計画、非常に積極的にこれと取り組むと

いう考え方でありませう。その意味において、閣僚会議で十分話し合いたいから、その前によく理解してほしい、それにはひとつ見てほしい、こういうことを申し上げておきます。私のほうからは、いわゆる政治的なものでもございませうけれども、会いました際に、どうも課税問題が日本でも考へるやうでない、とにかく各国で差別待遇をしてもらつちや困る、そういう点について十分ひとつ考慮してほしい、いままです返事はもらわなくても、閣僚会議までには結論を出してほしい、こういう話は申し込んであります。

○山内委員 大蔵大臣については、あるいは通産大臣が行かれて、そのあとに局長クラスが随行という形で行くようになるだろうという非常にうたがひのある観念もありませんから、あるいは大蔵大臣といふのは私の誤りかもしれませんが、新聞を信じただけであります。ただ国会は、御承知のとおり、言うまでもなく二十一日まであるわけですね。そうすると、来月の四日という二週間しかない。その間に通産大臣をわざわざそこで見にやるのですか。何か話し合ひがあるのでしょうか。そうして帰つてきて今度は日韓の経済閣僚会議でそれを煮詰めようというお話だと思ふのですが、何か借款でも求められたのか、あるいはほしいものを求められたのか。だいたい経済も困つておるやうに私は聞いておるので、韓国についてはどういふお話か、もっと詳しくお聞かせ願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 時間もあまりないやうですが、簡単に申し上げますが、私は、いま通産大臣を向こうからよこしてくださうといふことを言ったので、取り次ぐだけ取り次いだのです。私はいま、いついつ通産大臣を派遣するか、これはきめておりませうから、もしきめたやうなお気持ちなら、それは間違いないです。まだきめてはおりませう。もちろんまだ国会中でございませうし、通産大臣が出かけることはなかなかにへんだと思ひます。だから、そういうことはございませう。ただ、いまお話がありました、経済成長は、開発途上にある国としては一番だといふのは、ことしの

エコノミストでも報道しております。したがひまして、経済的には非常にいま活発な活動をしておる、かように御了承をいただきたいと思ひます。

○山内委員 この四方国会談は何にもない儀礼的なものだとおもつても、これは言うまでもなく国府、韓国といふのは、非常に反共の政策で固まつておる。アメリカも中国封じ込め政策をとつておる。そういう中にお入りになつて、かりに奥さんを連れていつて多少カムフラージュしたとしても、人にはそれは見えなかつた。

それにもう一点ございませう。それは、外務大臣はいま、きょうから始まつたアジア太平洋閣僚会議においてになつております。それで非常に平和共存の路線を打ち出さう。十カ国はおおむねベトナムの戦線に参加しておる国である。準参加国である。そういうことで、ここに外相を派遣されて、かりに共存路線を打ち出されても、戦つてゐる相手方から見れば、やはり協力体制と思はれて誤解を受けるのは、これは私はあり得ると思ふのです。特に、時間がありませんので私のほうから申し上げませうけれども、この五日のアジア太平洋閣僚会議の審議の基礎となるといふことで報道されているのは、タイ国駐在の大使で構成されているいわゆるスタンディング・コミッティーといふのですか、そこでいろいろな資料を集められておるわけですが、アジア政治情勢という報告を書かれてあります。これを見ますと、アジア太平洋における自由国家間の単なる平和共存では、進歩と平和のための満足な基盤としてはは不適当であるとの確信するに至つたといふ中身が明記されておるものと基礎としての会議だそうであります。私も外交のことはあまりわかりませうけれども、はつきりこう文書でうたつてゐるからにはさうだと思ふ。ですから、あなたがほんとうに善意をもつて平和に徹しようとしても、あなたが総理としておやりになつてゐることがだんだんだんだんこういう渦中に巻き込まれていきますと、私は日本

の平和と安全といふものに危険を感じざるを得ないわけですね。特に休戦監視団にも加わりた

お話があつても、休戦監視団は相手方からも信用されなければならぬのですから、これはなれるわけがない。やはり片寄らない、不介入の方針をとつていただきたいと思ふわけですね。これについて御見解を聞いて終わります。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いかような御批判があろうとも、いままです申し上げるやうに、平和に徹する。またわが国の憲法がございませうから、憲法無視の行動は絶対にいたしません。この点は十分信頼していただきたいと思ひます。ただいま言われますやうに、相手の国がいかうに誤解しようとも、私は、わが国の山内君に誤解されることは、まことに残念に思ひます。この点では誤解はございませう。どうか御心配はございませうから、私の平和に徹する、また平和憲法を守つておるこの姿を、ひとつ信頼していただきたい。相手の国がどういふやうに誤解しようとも、それはかつてです。その点をばつきり申し上げておきたい。

また三木君が、ただいま申し上げておられますやうに、ASAPACに出かけていろいろ会議で発言しようとしております。この発言も、御承知のやうに、平和に徹する発言をしておるわけでありませう。共存を申しておるわけでありませう。私は、あらゆる機会に、どんな国とも仲よくする、そうしてお互いに独立を尊重し合おうじやないか、これが私の外交の基本方針であります。これだけは誤解のないやうに願ひます。

○山内委員 私も、自分の国の総理ですから、疑つておるわけではないのです。あなたの平和に徹するお気持ちに善意に受け取つても、いま陣営が二つに分かれておつて、一方的なところに片寄ることは、戦争の渦中に入ります。ですから、不介入の態度を堅持して、そういう反共の防壁などをつくらうとしておるところに――あなた自身は共產主義はおきらいかもしれないけれども、それはわが国の平和を脅かすことになりやせぬかといふことを、私は危惧しておるわけでありませう。もう時間がないので終わります。

○關谷委員長 大出俊君。

○大出委員 だいぶ時間がなくなりましたから簡単に御答弁をいただきたいと思いますが、この秋に總理はベトナム訪問をされるという。党内でもいろいろ異論のあるところのようでありますが、口の悪いエコノミスト——先ほど總理、例にあげられたから申し上げるのですが、この新刊の「政局」というものを見ますと、佐藤さんは右翼片肺飛行の機長だということが書いてある。これはある意味ではうまいことを言っていると思う。したがって承りたいのですが、このベトナム訪問のお気持ち、ハンフリー氏に会ったりのいろいろされてお帰りになる過程で、より一そう強めたというふうにも、所々方々観測をして新聞に書いておられますけれども、そこそこ、真意のほどをひとつ……。

○佐藤内閣総理大臣 東南アジアの諸国を私は歴訪する、こういう計画でございます。そのときに、ベトナムだけ除くことがいいのか、あるいはもっと私が認識を深める、こういう意味で積極的にベトナムにも参つて、そうして実情を把握し、認識を深め、その政府当局者と話をすること、これが平和への道を探るための一つのきっかけじゃないだろうか、かように思つて私はベトナムという国にも行く、こうきめたのです。いま、ハンフリーとの話し合いからそういうことが一そう強くなったか、こういうお話であります、ハンフリーには、私がベトナムに行くことは申し出ておりません。したがって、これは影響はございません。在来からの私の考え方でたゞいま計画を進めております。

○大出委員 日本の總理ですから、私も總理を信頼申し上げたいわけでありませうけれども、そこそこ、残念ながら疑わざるを得ないという結果になるので、念のためにもう一ぺん承りたいのですが、情報を観測はかくしかじかと一ぱい報道をしておられますけれども、その中で中心になりますのは、むしろ韓国での問題よりも、總理は、一休秋にベトナムに積極的に行くのか、行かぬのかとい

うところに大きな問題があります。そこで、ここに二つあげておきます。ハンフリー氏と話した中で、總理のベトナム訪問という御意思は、これはまことに時宜に適したものだと言ひ方々をハンフリー氏はしたと書いてあります。これは二つ問題があります。一つは、グラスボロ会談の結果から見て、ベトナムで今度行なわれる大統領選挙等についても、何となくソビエトの側は黙認をしておる。つまり正常にうまく選挙が行なわれてくれればいいというようなことをあけて、つまりこの時期にベトナム戦争の問題がある意味で解決の方向に向かうかもしれないという観測が、一面成り立つ。したがって、その意味できわめて時宜に適した時期だというのが一つ。それからもう一つ、それに付け加えて、總理が、この記事の中には、今度のハンフリー氏との話し合いの中で、中東の問題で二人が話し合った、ジョンソン大統領とコズイギン氏が話し合った。それと同じようなことをベトナムについてもやるべきだということを強調されたと言ひ方々。したがって、その意味で、ベトナムの平和回復の問題について總理が何かの機会をつかんで、おくといい意味でも、時宜に適する、これが一つ。もう一つは大統領選挙というものと直接からんで、これはまた時宜に適する、こういう分析をしているわけですね。そのところをずばりひとつ、国民全体の問題ですから、お答えを賜りたいわけですね。

○佐藤内閣総理大臣 私が出かけるのは、大統領選挙の後でございます。したがって、大統領選挙には関係なし、これはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

もう一つの問題ですが、中東のようなあの激しい戦争でも、これは停戦ができた。これよりも国際的、経済的意義が小さいと見られるベトナムでも、これは停戦ができないものか、停戦したらいいじゃないか、こういうことを私は感じます。その二つをずばり申し上げておきます。

○大出委員 ここにございます私が持っております記事からいいますと、ハンフリー氏との会談の中で、總理から、中東問題で両巨頭が会って話を、それが解決の方向に向かう、したがって、ベトナムについてもそういうことをぜひやって解決の方向に持っていくてほしい、これは總理の意思として強調しておいたというふうになっているわけですね。いまのお考えをずばり承りましたから、言ったか言わぬかということを取り上げません。が、おそらくそういうことであつたものと理解をいたします。

そこで次の問題は、ということになると、先ほど来山内委員からも御質問を申し上げておりますが、フリーハンドと云ふことがよくいわれますが、いづれに對してもフリーハンドという立場をとつていこうという言ひ方をいままでされておつた。そのことは一つ間違つて、ソビエトから入つてきているもの、中国から入つてきているもの等々から、日本の国内の論議、これらを全部総合すると、これから東南アジアを歩かれる目的は、私はベトナムにあるのだらうと思ふ。ほかに、どうしても行かなければならぬという積極性、また緊急性のあるところはないはずで、先ほど總理は、總理だからあんなに言われたのだらうと思ふのだけれども、そうなる、この辺で外交政策の一つの転換ということになつていきはせぬかという、フリーハンドがとりにくくなり

○佐藤内閣総理大臣 いまのフリーハンドといふことは、一体どういうことを意味されるのか。これは今回の中東の問題で申すと、私も厳正中立、かような態度をとつておる、しかし、なかなか一部の者は、あくまで厳正中立だと言つても、日米安保条約のもとに於いての厳正中立だから、アメリカ寄りじゃないか、こういう言ひ方をしております。しかし、決議その他におきまして日本のとつた態度が厳正中立であること、これはもう独自の態度をとつたわけで、よく御理解できたと思ひます。で、私は、フリーハンドといふことは、南に行つたからフリーハンドじゃない、北に行つたからフリーハンドじゃない、どちらにも行かないでいるからフリーハンドだ、こういうものじゃないと思ふ。私どもかねてからの主張はちゃんと持っていて、その主張によつて関係国を説くことができれば、これはフリーハンドであらうがフリーハンドでなかろうが、たいへんりっぱなことでないかと私は思ふのです。また、これから先の政治家は、そうあつてほしい。とにかくこれは問題があるからあそこには行かない、一切そばにも寄らない、おれたちはフリーハンドを持つのだ、これでは一体何を意味するのかわからない、かように私は思つております。

○大出委員 総合的にいまの問題の結論だけもう一つ承つておきたいのですが、私も、この際總理がやらなければならぬことは、むしろアメリカ力に行かれて、北爆をはじめ、たいへんわれわれから見ると侵略戦争だと考へている方向に動いていけるアメリカ御本尊に出かけていって、それこそ總理が一国の代表として、日本の總理として説くべき筋合いだ、まずこう考へているわけですね。いま言われるベトナムといふのはその次の問題、この私どもは考へているわけですね。いまの總理の話からいいますと、ベトナムに行く目的が、ようやくはつきりしてきたように思ふ。總理は、そこで先ほどお話をいたしましたように、ベトナムの平和解決をする方向への努力を直接行つてやりたい、こういうふうなのですか。

○佐藤内閣総理大臣 いま努力をいたしまして

も、すぐ効果があるとは、私もなかなか期待できにくいと思います。しかし、実情をとにかく把握することだ。一体ベトナムでどういうことがやられているのか、それも知らないで、抽象的に平和、平和と言ったって、それはだめだ。また、このベトナムの当局は一体どういうことを考えているのか、こういうことも十分認識しなければ、これは解決策は出てこない。だから、そういうことを私はいま申し上げておる。だから、出かけてきて、私の認識を深めて、正しい認識を持つ。そういう点で、私のかねての主張ができればそれに越したことはない、かように思っております。

○大出委員 私は、いまお話を聞いておりまして、一つ疑問がある。これを解決していただきたい。それはどうもアメリカの側に立ち過ぎて、もうちょっと日本は積極的にアメリカの側に立つて、ベトナムに力を入れる、こういうところに焦点が合つて、それに合わせておいでになるのだとすると、これはまさに右翼片肺飛行の機長になつてしまふ。そこを私は疑問に思うのです。だから、ずばりその点をそうならそう、そうでないなら、明確にしてください。

○佐藤内閣総理大臣 そうではありません。はっきり申し上げておきます。アメリカから何にも頼まれたわけでもありませんし、また、アメリカのこの戦争に、私どもは軍事的に介入する意思は毛頭ございません。これは、もういまの憲法も命じており、また自衛隊法でもそうなっているのです、そのようなことが私にできるわけはございませんから、軍事的に介入するようなことは一切ございません。私は、ただ平和だけを念願しております。

○大出委員 最初に、このベトナム行きは少し早いように新聞報道がありました。ところが、どうも大統領選挙で片一方がおりちゃった、めんどろくさくなつてしまつた。そして三木さんが新聞にちよつとものを言つたのは、どうも少しおくれるかもしれないということで、いまのお話を聞いておると、大統領選挙が終わつたあとで行く。これはうっかり行くと火をつけてしまつては困るか

ら、終わったあとに行く、こうも受け取れるのです。が、「御指摘のとおり」と呼ぶ者あり。つまり大統領選挙の終わったあとに行くということは、はっきりしているのです。

○佐藤内閣総理大臣 それは別に大統領選挙を考えたわけではないのです。東南アジア諸国を回ります際に、あの国だけ大統領選挙の前に行くわけにもまいりませんし、ベトナムへ出かけるのは、やはり時期を見まして行くのでありますから、いまのたまたま大統領選挙のあとになつた、かように言われても、これはちつとも差しつかえないのです。私は大統領選挙をねらつたわけではございませんから……。

○大出委員 御指摘のとおりという声が、ほかならぬ皆さんの党のほうからございましたから、そういうことだろう。そこで、前の考え方を慎重に改められたのだ。そこでもう一つ慎重に、ひとつ右翼片肺飛行にならないように、ナショナルコンセンサスが必要だという世の中でありまうから、特に御注意を願いたいことをつけ加えて、いまの問題は区切りになります。

次は、総理のこの予算委員会の答弁、それから本会議の私に対する答弁等々と関連をいたしまして、食い違いが総理のおいでにならぬ間のこの委員会の論議の中で出ておりますので、二、三点明らかにしていただきたいと思ひます。

まず第一は、自衛隊法の百三条というところに、例の防衛出動に關します二つの大きな問題が載つております。一つは、指定された地域において、前のほうの項によりますと、都道府県知事の承認があつた場合には、ある一定の地域を指定して物資の徴発あるいは人の徴用——「収用」と書いてありますが、こういうことが行ない得る。それから次の項は、都道府県知事に通知を出せば、知らせれば、緊急な場合には同様の収用行為がやれる。戦争中と言うならば、物資の徴発と人の徴用でしょう。お医者さんとか、輸送に携わる人とか、建設業者とか、こうなっているのです。政令で定める部分もいろいろある。この点

について、かつて三矢の問題もありました。だから、この政令の部分の法的に手続法を欠く問題、これは一体どうするのだ。三次防というものを目的にして、国防体制の整備と書いてある、その中に入るのかどうかと質問申し上げたところが、防衛庁長官のお話では、海原官房長のお話によると、項目、三十項目くらいある、検討している、こういうわけでありまう。四十年八月十一日の参事官会議の席上で議題となつた、研究に入つた、三十項目ある。例を四つ、五つおあげになりました。長官は、したがつてこれを督促しておる、怠慢である、こういうわけでありまう。言いかえれば、非常事態に処する防衛出動の手続、政令その他で、事はきわめて重大でございますので、この長官の答弁のとおり、総理お考えかどうか。準備を急ぐ、こういうことかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたしますが、実は私、どんなになつていくかよく知りませんが、私は最高の責任者でございます。したがひまして、ただいま言われるように、法律にちゃんときめてある。それが政令その他ができてなくて実施がやれない、こういうような実情なら、これは怠慢だと思ひます。そういう点は、これは防衛庁長官の答えたとおりだ、かように思ひます。

○大出委員 そこで承りたいわけですが、この予算委員会の総理の回答によりますと、時間がありませんから読み上げることはやめまされども、大東亜戦争のときの例をちよつとあげる方があるとか、いづく国内体制の整備、これについて総理はおやりになる意思があるか、やつておかなければ防衛出動が行なわれた場合に困るではないか、こういう質問が出ましたが、そんなに緊迫している情勢ではないから、その必要はないと思ひ、こう答えておられる。長官が督促をして、怠慢だからやれと言つておられる。これはたいへんな食い違い。食い違いが困ります。国民に直接影響がある。物の徴用、徴発に關する問題、現行自衛隊法でもできるという解釈をおまけにとつて

おられる。

○佐藤内閣総理大臣 いまの話で思い出しましたが、総動員法的なものを考えるか、こういう質問があつたように私、思い起こすのであります。かつてのような総動員法そのものは考えておりません、こういうことは申ししたと思つております。また、防衛庁長官もさうなものは考えていない。しかし、いまお読みになりましたように、基本法があつて、その基本法に基づいて政令をつくらなければ、基本法だけではいかようにもならない。そういう状態では、これは自衛隊が本務を果たしている、かように言えないことだ、かように思ひます。これは、一般に緊迫している、そういうことは別に、やはりなすべきことはなしておくのが当然なことだ、かように私思ひますので、いま防衛庁長官が督促中だと言つたからといって、これは別に心配はない。くれぐれも申しませんが、緊迫した情勢があるわけじゃないと思ひます。

○大出委員 あとで一括、もう一べん聞きますが、緊迫した情勢があるわけじゃないとおつちやつたのですが、そこでもう一つ、これまた食い違いがあるから聞いておきたい。三輪次官のお書きになつたものの中に、ある国の演習等が次々行なわれて、日本を対象にして激しい訓練が行なわれている。また、東京パトロールですか、東京急行ですか、東京急行というとか何かみたいだけれども、新聞に出ておりますが、ソ連の東京急行と呼ばれる偵察機がしばしば日本の近くに来るし、またパトロール船が調査を行なつてゐる。こういう状態で、常時そういう状態が行なわれている。増田長官の言によれば、きょうただいまここで論議しているこの論議が行なわれるほど、自衛隊の飛行機が完全武装して哨戒に当たつてゐる。国籍不明の飛行機が来れば、スクランブルで飛んでいく。このところ千数百回も続いている。そういうことをやっていると安心して論議ができるのだ、私はそれを聞いて涙をこぼした、こういうわけでありまう。三輪さんは、旧海軍大臣の話を例にあげられて、そういう状態でたいへん緊迫したお話

を、総理がおいでにならぬときはずっとしていただいていた。したがって、総理、いまのところ、やはり三次防というものを中心に、その必要、緊迫感があるとの御判断で非常事態に処するところの法的手続その他を全部とおこなう、こう言っておられるわけですが、そのところどうですか。ごまかされてはいたくない。

○佐藤内閣総理大臣 緊迫感があるわけじゃございませんが、しかし、大出君も御存じだと思いますが、日本近海でいろいろな、たとえば飛行機が飛んでくるとか、あるいはいろいろのパトロールその他で非常な近くに来る。まあこの前の日本海の日米合同演習では駆逐艦と衝突するとか、こういう事態があるのです。こういうことはもう百も御承知じゃないかと思うのです。ただ、しばしば日本の領空近くでこういう事態が起こる、こういうことでもうしばしば警告もし、また外交交渉を持ったことはございます。しかし、それだからといって、それで直ちに非常な緊迫感を感じるかと、さういふ事柄は、いわゆる訓練としてそれだけの国がやっておることで、いま領空を直接侵犯しない限り、わがほうはちっともこの緊急出動もないわけです。そこで、いま飛行機が待機しておるといふ、そういう問題については、これはいつ領空が侵犯されるかわからない。もし領空を侵犯するものがあつたら——まあいつ領空を侵犯されるかわからないというのはいささかことばが不適当ですが、領空を侵犯するような事態が起きたら、直ちにこれは発進して、さうしてさういふものを防ぐとか、防止するとか、これがいまの自衛隊のあり方でございます。増田君からお答えしたのも、そういうことだと思ふ。私は、大出君も、この事態、いま日本を取り巻く状況、それに全然無関心ではないだろう。いま申し上げるようなことはございます。しかし、それで国際間に非常な緊迫感があるか、そういうものじゃないと思ふ。

○大出委員 どうもこの防衛論議を通じて感

ずることは、いままでは衣の下によろいが見える程度で、それに触れると皆さんが引つ込んじやう。最近はその引つ込んじやうのままで、よろいをつくと、よろいのまま押しまくろうとする、まかり通ろうとする。そこで、私はまことに心配なんだけれども、総理にひとつ、そんな緊迫感がないのだとおっしゃるなら、まさか防衛庁を省に昇格させるとか、国家安全保障会議をつくるとか、そんなお考えはないでしょうか。○佐藤内閣総理大臣 これは全然別なことで、ま、まあよく研究をいたしますが、いま直ちにこの国会で省にこれを格上げするとか、そんなことは考えておりません。

○大出委員 このことはちよいち承っておかぬと、なかなか……

もう一点だけ。三十八度線といういろいろなことが起こる、防衛駐在官を派遣したいということが、出発の前に新聞に載っておりまして、行つてこれら結果として、どういふふうにお感じですか。

○佐藤内閣総理大臣 行つてはなくても、隣の国のいろいろな情勢ですから、それは正確な知識を持つといふことはもう当然のことですから、防衛アタッシュを置くといふことは、これはもう基本的な考え方でございます。御了承を得たいと思ひます。

三十八度線について、私は実情は見ておりません。見ておりませんが、新聞その他で伝えるように、小さな衝突はそれぞれあるようでございまして、しかし、それでまた、ただいまのような緊迫感という問題ですが、緊迫感を感じるかと、あるいは拡大するおそれがあるか、かように言つと、私は、いまあるようなことで拡大するとか、緊迫感を感じるとか、さういふところまではいいないと思ひます。ただ私は、いまのようなお話がありますから、ずばりと紹介しますが、私どもがディナーに呼ばれたその席で、大統領は、二十五マイル先には敵がいるのです、さういふことをはつきり申した。これはディナーの演説における一句でございますが、さういふことを言つておられた。だから、これはやはり韓国なら

ではさういふ感じは受けない。しかし、私はいま感ずるところでは、この事態が非常に拡大し、危険なものだ、かように私は思つておりません。

○大出委員 これで終わりますが、もう一点だけひとつお答えいただきたい。FXの問題。総理はこれは石橋君の質問に対して、次期要撃戦闘機、長い論争の末に憲法を乱るようなことはしない、それから敵に脅威を与えるようなことはしない、足の長いものは持たない、長官が、爆撃装置なんかはつけない、さう言つてきたわけですね。

それでF100あるいはF111、さういふふうなもの、さういふふうなものはとてもじゃないが持てないといふことを総理は結論として言われていた。ところが、私が本会議で質問したときに、その機種のことを例をあげると、あなたは、一切考えていない、さういふお話です。ところが、この議論の中で公明堂の方から質問が出た。選定機種の範囲を長官が明らかにされた。この中にはF100も入つていれば、F111も入つていて、これは本会議で私も質問し、CL100、F4ファントムも入つていれば、ビゲンも入つていて、さうすると、これはどれを見ても航続距離は三千キロです。いづれも長官のお好きなファイターボンバーです。それですれば、これは持てないはずなんです。それだけ選定機種になっているといふことになる、その中からどれか選んだから、総理の言つていふことはおかしくなる。そのところは総理はどうお考えになるか。これは持てないはずなんです。明らかでない違いがある。

○佐藤内閣総理大臣 これはまだFX、Xでございまして、私の耳にはまだ入つていないのです。したがういふことは、そのFXがどういふふうになるかといふことは、まだ未定のものでございまして、これだけははつきり申し上げておきます。いろいろ自衛隊で選考しておる、これは当然のことだろうと思ひます。私はしばしば申し上げますように、外国に対して侵略的脅威を与えないもの、これは私のねらいだ、かように御了承いただきたい。また、皆さん方も、平和憲法を守つて外国との問題を武力で解決しない、さういふことを誓つておるのですから、外国に侵略的脅威を与えるものは、お許しにならぬと思ひます。しかし、わが国の防衛上必要なもの、これはひとつ考えさせていただきます。その点が、結局問題を詰める最後のなるんじゃないかと思ひます。

○大出委員 総理のおいでになる前で、長官ひとつもう一ぺん言つて下さい。長官が伊藤さんに答弁されたのは、F100も入つていて、F111も入つていて、F4ファントムも入つていて、CL100も入つていて、F5、ビゲンも入つていて、それらはあなたは機種の範囲を明らかにされた。新聞の発表によつても、初めて長官が選定機種の範囲を明らかにされた、さう書いてある。どれをとらえても、あなたが言つたF86Fの爆撃装置をつけたやうなものはなにもない。明確にこれは敵に脅威を与える、三千キロ以上の足の長いもの、総理のいま言われた趣旨からいけば、これははみ出します。なぜそれをおきめになったのか、お聞きしたい。必要ならば直してください、大きな問題ですから。

○増田国務大臣 私は、この委員会において初めて明言したわけではございませんのでございまして、総理の前でも明言いたしましたが、総理の聞いていらつしやいました予算委員会における総括質問の際に、石橋委員から御指摘のいまの名前が全部出まして、それらは候補機種でございまして、さういふことを私は言つております。候補機種でございまして、どれかといふことを選定したわけではない。それから伊藤惣助丸さんがおっしゃいましたように、候補機種でございまして、さういふこと、大出さんの認識不足でございまして、二度目でございます。

それから、憲法はいま総理のおっしゃつたとおりでございます、あくまで外国に脅威を与えない、それから増田甲子七がファイターボンバーが好きじゃやない。ただ、石橋君がF86Fは、いま戦闘爆撃機として使つていないか、そ

の範囲のものならば戦闘爆撃機と言ってもよろしいでしょう、F Bと普通言いますから私もF Bと言います、こう言うだけの話でございませう。そこで、私も総理の前で明瞭にいたしておきますが、総理のF X—Xと総理のおっしゃった将来のFを選定する場合には、ファイターを選定する場合には、あくまでも外国に脅威を与えず、また爆撃装置を施さず、しかしながら迎撃能力をいままでのものよりも高めたい、それがすなわち国の守りになる、この際、明瞭にいたしておきます。

○大出委員 これらの機種の中で、全部爆撃装置があるのだから、増田長官得意のFであるという、ボンバーではないということ爆撃装置はつけないというまいことを言いますが、ナイキハークュリーズなんてこれは核兵器だが、通常弾頭だけに装置をする。しろうとはわからないのですから、これは非常にうまいことを言われる。いまあなたはボンバー、Bは取ってFだけでございませう、なんというように言ひ出す。しかし、これだけ念を押しておけばいいじやうだと思ひますから、総理の答弁を私は信頼しておきます。終わります。

○關谷委員長 受田新吉君。

○受田委員 佐藤さんは、増田さんと、かつて運輸省に勤務当時に、増田運輸大臣のもとで次官をしておられた。現在はその上司を部下としてお使いになっておられる。そこで、おそろくお二人とも君、ばくのほんとうにじつこんな間柄であろうと思ひます。したがって、この防衛問題について、おそろく他の國務大臣と違つて、まれに見る一致した見解でこの防衛計画をおつくりになつてゐると思ひます。

そこで私はお尋ねを申し上げたい。国防の基本に關する問題、防衛出動等を諮問する機関として国防會議があります。ところが、その国防會議には五人の國務大臣しか採決権がないことになつておつて、そこでインナーキャビネットの方式で總理大臣に意見を述べることができると書いてあるけれども、事実問題としては閣内閣僚會議のよう

なかつたのでございませうから、意見を述べても何もないと思ひます。したがつて、防衛庁設置法の中に、きょうも午前中お尋ねしたのですけれども、いかに付屬機関のような印象を受けているこの国防會議を抜き出して、従来防衛庁が立案をし、大蔵省が財政的にチェックするというようなかつこのこの国防會議を、外交、産業、軍事あらゆる面にわたつて総合的な国防方針というものをきめていかなければならない、その機關に切りかえなければならぬ。そこで独立した法律のもとに大出さんは安全保障會議のようなものはつくることはないであらうという御意見でございませうが、私は国防會議を別個の法律によつてその構成を含めた立法措置をとつてシビリアンコントロールの真価を発揮するためにも、制服を十分押える力を發揮するためにも、国防會議を新しい構想のもとでスタートせしめなければならぬ。その国防會議は、全般的な國防を論ずる諮問機關として、また事務當局にある程度の調整権、あるいは各省間にわたるところの連絡、調整の権利も与えるような形で、文官優位の原則を確立する必要があると思ひます。同時に、閣内閣僚會議のようないんナーキャビネット方式をやめて、前總理大臣、あるいは前の衆參兩院議長、こういう方々にも、都合によれば皇室會議のように最高裁の長官にも——ということとはちょっとむづかしいかも知れぬけれども、何らかの形で前首相、前衆參兩院議長、あるいは民間の中で特に高度の學識経験を有する者、前防衛庁長官の経験を有する者、こういうような者を別個に取り入れた大きなものの中から適當に選択して、ある限られた人数を議員にするというふうな方式で、この機會に国防、いわゆる軍事的國防だけでなく、広い意味の外交、産業全部を含めた国防會議たらしめる御用意がないか。これは防衛庁長官は単なる一議員にすぎない存在でございませうから、やはり總理大臣が直接やらなければ片づきません。總理大臣の一声、ツルの一声が必要だと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 受田君のお話、短いこの時間、私が真意をあるいはつかみかねてゐるのかもわかりません。しかし、ただいま言われますように、国防會議をもつと強力なものにしたらどうか、こういう意味に私は考えます。私は、大體いまの国防會議で事足りてゐると、ただいま考えております。したがつて、いま、さらに強化案で改正するようなことは考えておりませんけれども、せっかくお話がございましたので、もう少し検討してみてもどうだろうかと思つておりますけれども、いま直ちに現状を変えなくてもいいんじゃないだろうか、かようなばくとした考えを持つております。

○受田委員 防衛庁長官は、ここで、非常な意欲をもつて祖國の防衛に当たりたいという意思表示をしはばされております。まことにりつぱなものだと思ひます。ところが、國家行政組織法の第十七條に、次官は大臣を補佐するといふことになつて、總理府の外局の長で國務大臣を兼ねてゐるところは、その意味で大臣を補佐する、こういうことの關係から、防衛庁の長官室には大臣室といふ看板がかけておられる。それは次官との關係だけのことで、防衛庁全体の機構からいふたら、榮譽も防衛庁長官として受けるのであつて、國務大臣としては受けない。ところが、同じ總理府の外局で、經濟企画庁とかあるいは行政管理局には、長官室としか看板は張つてないのです。防衛庁だけが大臣室といふ看板を張つてゐる。この不統一をどう見られるか、お答えを願ひたい。

○佐藤内閣總理大臣 どうも私、まだあまり各省を歩いておりませんので、大臣室にどんなになつてゐるか、ちよつと私、判断しかねるのですが、いまの企画庁長官、これは大臣室と書いてございませうか。どうも私、書いておるよに思ふのですが……。大體國務大臣ですからね、大臣室と書いたからといって、ちよつともふしぎはないのです。やつぱり使いやすいように、いまからよく調べて検討しましょう。

○受田委員 統制をとつてもらひたい。

そこで私、一つ大事な問題として、沖繩問題を提案いたします。總理大臣、あなたは、おとしの八月沖繩を訪問されて、涙を流して、戦後はまだ終わつていないといふ非常に——私も昨年訪問して、あなたに対する現地の印象は、非常によろしい。私も同様涙を流した一人でございませうが、沖繩の人の切なる祖國復帰の希望を、その後において、森總理府總務長官は教育権分離方式で何らかの形をとりたいと言われた。あなた御自身も、その前に、沖繩に自衛隊と米軍との共同防衛論を氣持の上でお述べになつておられる。その後において、さらにことしの二月、教育権だけを分離して返還するといふことはいいけない、全面返還でなければいけないという大津発言が行なわれた。そして下田発言が行なわれた。あちらへ行かれる下田駐米大使が、六月十五日に、核基地つき返還といふ、現状を変更しないままでの返還論を述べ、あちらへ行かれた。つまり沖繩県民は、もう精神的にもまいつてゐる。非常に疲れてゐる。この段階で、沖繩施政権返還問題はできるだけ早くピリオドを打つて現地に安心させなければ、私たちは、もう精神的に疲れ果てておると思ひます。暴動が起るかもしれないという懸念も、私は感じておる。そういう状況の中で、沖繩特別委員會において、この間の下田発言に対して三木外務大臣が、核基地つき返還といふことは全面返還でなくて、政治的には不完全な施政権返還であるといふ答弁をされてゐるわけですが、總理大臣として、從來全面返還を強く主張してこられた佐藤さんといひまして、この三木発言というものを政治的に肯定されるのか。

もう一つは、下田さんがあちらへ行かれるときにあなたにお会いになつて、あの意見を述べておられるのか。一時間ぐらいお会いになつたという。アメリカへ行かれるのに、少なくとも駐米大使で赴任される人が、御自身の発言であつたといひながらわざわざ公式な発言をされてゐるということ、よほどの何かの決意があつたと思ひます。でございますが、あなたと下田さんとの間に、出

発前に何らかのその問題に関するお話があったかどうか、それを含めて御答弁を願いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 沖繩問題はたいへんな問題で、特別委員会でも、私、しばしば私の意見を述べております。また、本会議等においても発言しております。本筋からいえば、いまの全面返還、これが一番いいことだと、かようにいまなお考えております。しかし、同時に、沖繩が極東の平和、安全に果たしておる役割、これもまたことに重大でございまして、そういう点も解決しなければならぬ、こういうことで、二つの相反する問題が入り組んでおる、そこに沖繩問題の解決のむずかしさがあるわけでありまして。この点は、沖繩の現地を見られた方、また見られなくとも、百も御承知だろうと思ひます。

そこで、この沖繩問題と取り組みました場合に、いろいろの意見は述べております。その中に、施政権の機能分離が可能ではないのか、あるいはまた、島について地域的に可能な方法はないかというような分離案も、いろいろございまして。私は、そのいずれもが、祖国復帰を念願する方から見ましたら、一歩でも近づくのだから、こういう意味でなかなか捨てかねておるというのが、いまの実情ではないかと思ひます。しかし、今日政府が取り上げておりますのは、全面返還、こういう形で取り組んで、もしもその全面返還が容易に実現しないという現状においては、本土との一体化について何かくふうすべきものはないだろうか、ことに福祉向上や民生の点において格差をなくするような努力を払っていく手はないかという、たゞいま具体的にそういう問題と取り組んでおるわけでありまして。

そこで、もう一つ具体的な問題で、今度は大浜君を中心にあつたしまして内閣に沖繩問題懇談会をひとつ置こう、そしていままでいろいろ議論されておるもの、それらをみんな取り上げてみまして、そしてひとつ結論を出すように努力しよう、こういうしてまいらせつつ取り組んでおる最中であ

ございます。

そういう実情でございましてから、いまだういう考えか、こういつて聞かれれば、たゞいま申し上げるように全面返還、そしてそれが実現するまではあらゆる努力をいたしまして、沖繩県民と本土との間に格差がないように、あらゆるできるだけの手をひきつづかうしよう、こういうことを申し上げております。御承知のように、七月一日からは、ある程度日本の国旗も曲がりなりに使えとか、あるいは航空会社もそれぞれ飛行機が飛ぶようになった。あるいはまたテレビ等も、皆さま方の御承認を得まして、全島にテレビが普及するようになりまして、それから、それぞれのくふうをいたしておりますから、順次県民と内地との格差がないように、これはするつもりでございまして。しかし、基本的な問題、下田発言その他の委員会等における個々の方々の発言も、それぞれ意味が全然ないわけじゃございまいせんので、これらについても、なお今後成り行き等について検討してみたい、かように思っております。

下田君が向こうへ出かけます際に私のところへあいさつにきたのは事実でございまして、これはただ私のところへあいさつにきたのでありまして、その中身について、いま発言されるような点を詳しく意見交換をした、こういうことはございせん。しかし、私がかねてから申し上げておりますように、沖繩問題は、県民が祖国復帰を念願しておる、同時にまた、軍事基地として、極東の平和と安全に貢献しておる、その点も無視できないが、こういふことを実は申し上げておりますので、この点を十分頭に入れて、たゞいまアメリカでいろいろ活躍しておることだ、かように思ひます。また、先だつて韓国に参りました際に、ハンフリー副大統領と話し合った際にも、沖繩問題あるいは小笠原問題などは、次に私がワシントンを訪問する際にももちろん取り上げられるべき問題だと申しておりますから、私、非常に積極的な進展を見るときは、いまのところちよつとそこまでの自信は

持ち得ませんけれども、こういう機会にわがほうの主張を十分理解させたい、かように思っております。これがワシントンに出かける一つの用向きでもある、かように御了承願ひます。

○受田委員 沖繩の基地としての軍事的価値は相対減されておるということは、すでにマーシャルやロイヤルその他ハーバード大学の先生方、アメリカの中にはそういう意見を持つ人が最近特に多くなつておることは御存じのとおりです。ただ、沖繩で例の有翼ミサイル、メーサーBという二千キロ程度の射程を持ち、二万トン程度の破壊力を持ったようなのがおること、F105が三個中隊程度くらい核爆発能力を持つ装備がしてあるにすぎないところへ、ポラリス潜水艦が一発ぼんと核爆発能力を持つロケットを発射する、その一隻だけで千六百万トンの破壊力を持つ時代に、沖繩基地にいまのようなメーサーとかF105のような水爆搭載用の爆撃機があつた程度では、もうた

いした軍事基地と見るわけにはいかない。もう一つは、極東の平和と安全、日本を含む安全のことをしきりと云つておられるのでございまして、いまわざわざ沖繩の基地を持たなくても、遠距離から大陸間弾道弾がどどんと撃ち出されるようになっておるときに、核基地つき返還などというような生ぬるい話が出るということも、私は問題だと思ひます。三木さんが発言をした、不完全な、つまり、全面返還の中で、核基地がそのままついて戻つた場合は政治的に不完全であるという解釈は、総理もそうお考えになるのかどうか、これが一つ。

それから、日本の世論はアメリカによって動かされておる。したがつて、沖繩の価値、沖繩の住民の気持ち、いま極東における平和への脅威はないと総理みずからおっしゃつた。現実には急迫した事態はないと総理みずからおっしゃつた段階で、沖繩を新しい角度から見直して、これの祖国返還への国民的規模の交渉をアメリカとしたいと

して、アメリカのペーサーをそのまま認める在来の沖繩返還論でなくて、日本のペーサーでアメリカに考えを直させていくという形の沖繩返還論を総理みずからが勇気をふるつてやっていたらいいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、たゞいまの国際情勢、極東の情勢あるいは軍事基地、この評価がだんだん変わるだろう、かように思ひます。また、この変わることも私も私どもは期待する一つでございまして。しかし、たゞいま日本の安全が確保されている、これは民主社会党はどうお考えか知りませんが、これは何と申しまして、日米安全保障条約のもとでわが国の安全は確保されておる。これは動かすことのできないはつきりしたことでありまして。このことは一体どういふことなのか。これはアメリカのいわゆる戦争抑止力というものが効果をあげておる、こういうことになるのではないと思ひます。

なお、沖繩でなくとも、あるいは遠方から大陸弾道弾が飛ぶような時代でありまして、また潜水艦あるいは航空母艦等にいたしまして、自由自在に走ることができる、かように考えますと、軍事基地の評価は時とともに変わるだろう、かように思ひます。しかし、たゞいまのところは、いま受田君の言われるような情勢ではないと私は思ひます。ことに、戦争抑止力というものはどういふことを意味するのか。なるほど戦争をやるわけではございせんけれども、いま日米安全保障条約のもとにおいてアメリカが、また日本も、そういう意味で戦争抑止力をフルに使つておるというのが現状ではないかと思ひます。

したがつて、いま核基地つきの返還ということをおっしゃるが、私は、どうもそんなことはわかんないのです。したがつて、そういうような返還と返還には違ひございせんけれども、そういうことが考えられるかどうか。これは先ほどちよつと申しましたように、沖繩問題についてはいろいろの意見がある。あるいは地域的な返還論というの

がある。これは軍事基地のない島を返せ、そういう御議論でございます。さらにまた、施政権のうち、分割して返せというようなこともあるわけですが、これも、これはただいまのところ、まだこれができる、可能だという、そういう結論を得ておりません。研究する問題ではございましょうが、ただいまのところ、ちょっとむずかしい問題の一つだ、かように私は考えております。

したがって、下田発言というものは、ただいますぐ実現するとは思わない。また、戦争抑止力というものは、十分考えないと、わが国の安全は確保できないのではないかと、いま私が申し上げるような事柄は、アメリカ・サイドでものを考えた結果ではない。これはわが国の安全確保という観点に立って、日本サイドで考える。それだけ間違いない。何かアメリカの軍事行動、そのために私どもは日米安全保障条約を締結している、こういうようなことがあってはならないから、私は、どこまでも独自の立場において日米安全保障条約を考えておる。その点では、受田君はたいへん熱意を持って言われましたが、あなたとやや違うのではないかと思います。

○受田委員 総理大臣、いまあなたは、一応下田発言の核基地つき返還などということは不完全であるという断定をしておられる、そういうことはちょっと考えられないという御発言があった。しかし、外務省の次官であった人が、そうして現にアメリカの大使に赴任する前にこういう重大な発言をしているということは、私は、決してかりそめにしてはならぬと思うのです。これは貴重な意見として、総理大臣としてはお聞き取りになる筋合いのものだと私は思うのです。そうはお考えになりますか。それだけをお聞きして終わります。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどから何度も申しますように、そういう事柄もこれから検討する問題だ、かように思っております。ただいまの状態は一体何かと言われれば、私は賛成しないと述べているだけであります。

○關谷委員長 伊藤惣助丸君。  
○伊藤(惣)委員 時間がありませんので、基本的な問題を伺います。

先ほど受田委員からも出ておったようでありすが、国防会議のことです。現在の国防会議は全部閣僚であります。外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、企画庁長官というふうになっております。私は、こういう重大な会議が閣僚だけで構成されている、こういうところに国民の一人として納得がいけない。しかも内容は、国防に関するものでありますから、秘密にしなければならぬこともありますが、私は、この国防会議、すなわち、現在の国防会議では自民党の一派一派にだけ偏するのではないかと、このように思うわけでありす。それで私は、これをどこでチェックするのかという点についてお伺いしたいわけでありす。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど受田君にもお答えしたのでありますが、私は、いまの状態ではいいように思っております。さらに、いまお話をありますように、もっと強化して各方面の意見を徴するようにしろ、こういう御意見のように聞かれましたが、私は、いまでも必要があれば民間人の意見を徴することもできるし、また、その他の方の御意見を聞いてもちっとも差しつかえないので、現在の機構でいいのじゃないだろうか、かように思っています。ことに私心配いたしますのは、何らかのいうものを改正することが国際的な緊迫感でもあるかのように言われることは、たいへん残念でございます。私は、いままでのところで大体無難にきておるようには思っております。

○伊藤(惣)委員 今回の三次防の作成にあたりましては、国防会議が数回行なわれたと聞いております。しかしながら、非公式な関係の懇談会等において大体の構想が練られたというふうにも聞いております。そしてまた、いろいろな面から考えてまいりますと、どうも防衛庁や大蔵省がそのイニシアチブをとっている。こういうことについて、私は、現在の国防会議は、そういうことをする

るならば、極端なことを言いますと必要ではない、こういうふうに見えるわけでありす。その点についてお伺いします。

○佐藤内閣総理大臣 この予算折衝のいきさつで、大蔵省と防衛庁が直接やることは当然でございますが、この計画樹立にあたりましては、国防会議と十分の連絡をとって予算折衝したわけでございますので、ただいま言われるような心配はないように私は考えております。伊藤君はどの辺に疑問を持たれるのか。ただ国防会議に予算がき上がった後に報告だけをしたというようなことだと、お説のとおりであります。この計画を樹立する際に十分連絡をとって、そして予算編成に取り組んだ、そのように御了承いただきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 私は、先ほど民間人というお話が総理から出ましたので、そのことについていろいろ思うわけでありすが、現在の国防会議をもっと国民に密着するといひますか、ナショナル・コンセンサスを確立する上からいひても、私は、現在の国防会議を改組して、そこに超党派的なものとして、さらに民間の有識者等も含めて、国防問題については、これからそのような方向に行くべきではないか、このようにも考えるわけでありすが、その点の御見解をお伺いします。

○佐藤内閣総理大臣 りっぱなナショナル・コンセンサスをつくる、これは私も、いま伊藤君の言われたとおりと考えます。しかし、そのことが、現在あります国防会議を直ちに改編するということではない。いまの国防会議は国防会議であつてこれはけつこうだ。それからもう一つ、もっとPRといひますか、もっと国防というような問題が徹底すれば、自衛隊もほんとうに愛される自衛隊になるのじゃないか、こう思ひます。そういう意味では、議員懇談会等もすでに発足しておりますし、また、相当広い範囲で、そういうような意味でこの防衛思想等についてもっと積極的な考え方を持とう、こういう方もあるのでありますから、私は、そういう機会、またそういう機会を使っ

て、そういう機会を持っていきたい、かように思ひます。

○伊藤(惣)委員 私は、シベリアンコントロールの強化という面からいろいろ考え、そうしてまた、先ほどもお話ししましたコンセンサスの確立のためにも、仮称であります。この衆参両院に日本の安全保障に関する特別委員会というふうなものがあつたほうが非常にいいのではないかと、かように考えますが、総理の見解をお伺いしたい。

○佐藤内閣総理大臣 伊藤君からたいへん私どもが喜ぶような御意見を述べられました。どうも防衛庁を省に昇格するのいやだ、これが大体の考え方です。国会は進んでおるように思ひます。しかし私は、国防はもっと大事なものであるから、国防の問題を宿借りで片づけないような、そういう方法は望ましいことである、かように思ひます。しかし、それはやはり積極的な意図、同時にまた、国民を中心にしての国防問題と取り組む、そういう態度が望ましいのじゃないだろうか、かように考えます。いずれにいたしましても、ただいま発言されましたことは国会の問題でございますから、国会において十分おきめくださればいいことだ、かように私は思ひます。

○伊藤(惣)委員 ただいま誤解をされたみたいない気がします。一言訂正いたします。私は、決して現在の国防問題について国防省に昇格しろというふうなことを言っているわけではないのであります。ただ私は、現在の自衛隊を見てまいりますと、非常に世間からは冷たい目で見られております。しかし、任務についている隊員は非常に一生懸命であります。そこに大きな矛盾があるわけでありすが、公明党といひまして、そういうことについては現状維持で行こう、しかし、あくまでもナショナル・コンセンサスが大事である、こういう点を言っておりますので、その点の見解もはっきりとしてもらいたいと思ひます。なお、今回の三次防の大きな特徴は、兵器の国産化であります。さらにまた考えてまいります

と、経団連、いわゆる日本にありますがその大きな経済界の中に防衛生産委員会というものがございす。その会議では、いろいろと政府に対して武器輸出することを要求されている、こういうことを聞いておりますが、その武器輸出について総理の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 国防についてのナショナル・コンセンサスをつくる、それには具体的に伊藤君から意見を述べられましたが、私も全然同感であります。国防について国民にもっと積極的の理解していただくことは、ぜひ必要だと思ひます。ことに、自衛隊員の方々が一生懸命やっておる、そういうことが理解されておらない、まことに残念であります。これは一そう政府も努力するつもりでございます。

次に、武器輸出についてのお話でございますが、これも予算委員会その他で答えましたと思ひますし、通常兵器の輸出ということは差しつかえないと思ひますけれども、共産圏に対してはコムの制限があることは御承知のことだと思ひます。しかし、ただいま私どもがつくっておる武器、これはいわゆる輸出が目標ではございませ

ん。いわゆる余力のあるものは出しても差しつかえないというような程度でありまして、また、私どもが国内でつくっております武器は、わが国の工業生産力から見たらまことに微々たるものです。大体八兆円近い機械産業、かように言われておりますが、その一割にも満たないものが国内の武器であるいは飛行機のものでございすから、ただいま輸出、輸出と申ししても、わが国の武器の輸出はまことに小さいものだ、かように思ひますので、この際は、あまり誤解を受けやすいこの問題は——可能だということと現実に輸出する

ということとはこれは別でありますから、私がお答えしておるは、可能だということを申し上げておるので、そう積極的にながの輸出産業に寄与するとかいうような大きなものではないことだけは御了承いただきたいと思ひます。

○伊藤(悠)委員 もう一回確認いたしますが、可

能であるが、たとえば現時点においては輸出はしない、こういうことでよろしゅうございすか。

○佐藤内閣総理大臣 現実にはある程度やっておりますので、だから、ピストルや何か出しておるのじゃないかと思ひますから、全然やらないとは思ひませんが、いわゆる輸出として特に取り上げるほどのものでないということをお断り承りいただきたいと思ひます。

○伊藤(悠)委員 これはある新興国から日本の優秀な武器に対して発注があったそうでありまして、そのことを政府のほうで承認するならばつくつてもいい、こういう報道を私は最近見たわけであり

ますが、その点について総理に伺ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は具体的な事例を知りません。知りませんが、ただいままでに輸出した総額は、金額にしておそらく二億程度ではないかと

思ひます。したがって、いまの問題がありまして、積極的に輸出と取り組んで、急に金額的なものが出るのは私思ひません。しかし、せっかくいまのようなお話でございすから、事務当局も知らないと思ひますけれども、なおよく氣をつけて調べておきたいと思ひます。

○伊藤(悠)委員 その問題についてであります

が、何か二万丁とか三万丁とかいう、わりあい大きな数字が上がつております。現在の首相の立場から、それは輸出しない。そのように解釈してよろしゅうございすか。

○佐藤内閣総理大臣 これはこの前の予算委員会

で問題になったと思ひますが、いわゆる小銃の台座といたしまして、肩に当てるところだろうと思ひますが、南洋の輸入材でできておる、それを最近のなで化学製品でやろうとか、こういうようなものがあるというやうなお話がございました。これはたしか社会党の加藤君が言ったかと思ひます、そういう質問を受けたように思ひますけれども、どうも具体的なにはあまりはつきりしないのでございす。

なお、いまのやうなお話、私悪いことだと思ひませんが、一体どうなつてゐるのか、もっと実

情をよく調べまして、日本はいわゆる武器輸出国だ、こう言われたいようにはしたいと思ひます。ことに、中東に問題が起きたりあるいはペトナムの問題があったりする、そういう際に、日本が日本製の武器をそういう紛争国に出しているというやうなことがあつてはたいへんと思ひますので、なお氣をつけることにしたいと思ひます。

○伊藤(悠)委員 何かちよつとはつきりしないのですが、大きなものであると思ひますので、よく考へて、誤解のないようにしっかりとした政策をとつてもらいたいと思ひます。

次に、先ほど少しお話が出てまいつたやうであり

ますが、抑止力ということについてであります。私たちは、いろいろな面から非常に日本の国の安全と繁栄のことを考へておるわけであり

ます。私は、抑止力ということについていろいろございすけれども、日本の国の繁栄、安全を守る、いわゆる安全保障力、こういうふうな考へておるわけであり

ます。そしてまた、そのように考へておるわけでありまして、その安全保障力において日本の平和と安全を守る、このように考へておるわけであり

ます。○佐藤内閣総理大臣 これはやっぱり総合的な力を發揮するの

でございすから、その一方に片寄りまして、これはいかぬと思ひます。とにかく総合力を發揮するにはどうしたらいいの、十分考へてみたいと思ひます。精神ばかりでも、これも困りますし、かつての、前戦争の際のやうな竹

やり戦法だけでもいかぬ、かように思ひますが、要は、総合的にそれそれのものがバランスがとれて、そして力を結集できるかどうか、そういう問題だと思ひます。特に政治の面であつて、この氣をつけなければならぬ、かようにお説を私は理解いたします。

○伊藤(悠)委員 時間がありませんから、またこの問題については別の機会にいろいろと質問したいと思ひます。

以上で終わります。

○關谷委員長 次会は明六日午前十時から理事

会、十時十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。